

平成26年

三重県議会定例会会議録

(6 月 13 日)
(第 15 号)

第15号
6月13日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○平成26年6月13日（金曜日）

議事日程（第15号）

平成26年6月13日（金）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主査)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	谷川 憲三
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	速	水 恒 夫
選挙管理委員会委員長	宮	寄 慶 一
労働委員会事務局長	前	寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。14番 津村 衛議員。
〔14番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○14番（津村 衛） おはようございます。新政みえ所属の津村衛です。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、ネット依存対策について質問をさせていただきます。

この質問をするきっかけになったのは、あるファミレスでの出来事がきっかけとなっています。小学2年生か3年生ぐらいの女の子が、両親に連れられて店内に入ってきました。係の人に案内されてテーブルまで歩く。そこまでは普通の家族だったんですが、注文を済ませるなり、その両親ともに、お互い無言でスマホを取り出し、注文した食事が届くまでの約10分以上、ずっと無言でスマホをさわっておりました。

その間、その女の子は、足をぶらぶらさせながら、周りをきょろきょろ見

ながら、寂しそうに座っていました。その女の子はいずれスマホを持つようになったときにどんな使い方をするのでしょうか。お父さんもお母さんも、どんなときでもスマホをさわっていたから、自分もスマホをさわるのか、それとも、自分自身が寂しい思いをしたから、自分は自分の子どもや友達の間ではさわらないようにするのか、一体どのように使うのでしょうか。

しかも、こんな光景はこの家族だけではありません。例えば、喫茶店に入っても、友達同士、仲間同士、あるいは恋人同士であっても、お互いに無言でスマホの画面に見入っている、そんな光景は皆さんもよく見たことがあるのではないのでしょうか。

今、社会では、ながらスマホが問題になっていますが、マナーだけの問題ではなく、ネットにより、トラブルや、性犯罪や、詐欺など、犯罪に巻き込まれるネット被害、あるいは、不用意な写真の投稿や無断引用などのネットモラルなどについても様々な問題が指摘されています。

総務省のデータによると、従来型のいわゆるガラケーを使う時間が、1日のうち平均約1時間に対して、スマホは2倍の2時間に達するようで、スマホの普及率の増加とともに、スマホに時間をとられる、そんな人も増えてくることが予想されています。

当然、デジタル化を全て否定しているわけではありませんし、ネットやスマホが全て悪ということではなく、使い方次第であるということはわかっております。ICTを活用した教育や地域づくりも盛んに行われています。スマホで管理する電子お薬手帳というアプリがあり、飲み忘れのアラームなど、便利な機能もあるそうです。

また、最近では、転居や結婚の行政手続をスマホなどで一度にできる仕組みも検討されている、そんなことも伺っております。様々な可能性を秘めていますし、今の時代、インターネットと切り離れた生活は難しいというのは承知していますが、今、大きな問題となっているのが、若い世代や子どもたちへの影響です。

2012年に全国で実施した中学生、高校生に対するインターネット使用につ

いての実態調査では、中学生の2割は、平日に勉強以外にインターネットを3時間以上使っている。休日ともなると、中学生の3割が3時間以上、高校生では2人に1人は勉強以外に3時間インターネットを使っているという結果が出たそうです。どこの国でも、成人よりも若い世代にその傾向が大きく出ていると実証されているそうですが、日本では、約270万人がインターネットの依存傾向にあるという調査結果が出ています。また、病的な使用と判断され、ネット依存が強く疑われる生徒が8.1%で、全国の中高生のネット依存の生徒は51万人と推計されています。

では、インターネットの何にはまるのかといいますと、オンラインゲーム、ラインなど、動画、ツイッター、ブログ、掲示板、ありとあらゆるものが対象のようです。そんな中、スマートフォンの扱いについては、非常に問題であると指摘をされています。

ネット依存が強くなると、昼夜が逆転し、睡眠が十分にとれずに、遅刻、欠席、居眠り、成績が落ちてくるケースや、体力の低下、栄養の偏りにまで影響があり、また、ひきこもりにもなるなど、精神面への悪影響も出ています。それに、いじめや犯罪に巻き込まれるというケースも多々あります。ネットを通じて犯罪に巻き込まれた子どもたちのほとんどが、フィルタリング未加入であるとも言われています。余りにも無防備で、親の無関心さもあらわれているのかもしれませんが。通学中も、食事中も、いつ何どきもスマホを手放すことができない、早朝や深夜ですら生徒間でやりとりを行っている、そんな話もよく聞きます。

教育委員会としても様々な対策に取り組んでいただいておりますが、学校や先生がパソコンやスマホを買い与えているわけではありません。学校としてどこまで関与できるのか、どこまで関与しなければいけないのかという問題はありますが、今、家電販売店や流通大手が参入し、格安スマホが次々に発表されています。そうなれば、全体的な価格は下がってきます。これまでは、高額だからという理由で購入を控えていた家族も、スマホ購入に流れていくことは目に見えています。

また、様々な新しいアプリやサービスが提供される中で、さらなるトラブルも予想されます。ネット依存に対する診断基準がまだ確立されていないのも全国的な対応の遅れにつながっているのかもしれませんが、私は、学校だけで、子どもたちのネット依存の危険性やルールやマナーまで教えていくことは非常に難しいと思っています。やはりそうすると、家庭や社会全体での問題意識と一定のルールづくりが必要となってきます。

これまでも、教育委員会では、ネットに関する様々な事業を行っていますが、まずは、今の子どもたちのネット環境や影響などの認識、その対策事業の実績や効果についてお聞かせをください。

また、学校教育という分野だけの問題ではなく、依存症という観点から、日常生活への影響や健康被害などの対策として、健康福祉部としてどのように認識されているのかも伺いをいたします。

最後に、今後、県として対策を真剣に考えていただけるのであれば、まずは、ここ数年で劇的に普及してきたスマホの使用方法や影響など、児童・生徒の実態調査を行うべきであると考えますが、御意見をお伺いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 私のほうからは、依存症対策におけるネット依存の問題についての認識と県の取組についてお答えさせていただきます。

インターネット依存は、依存症治療の専門機関である久里浜医療センターによりますと、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにもかかわらず、インターネットに精神的に依存してしまう状態とされていますが、現在のところ、ガイドラインが確立されていないため、依存症としての診断ができない状況です。

インターネット依存に陥りますと、心身の健康を害し、学業や仕事、家族等との対人関係に影響が生じるとともに、オンラインゲーム利用料等の増加に伴う経済的な問題が発生するとされております。依存症には、薬物、アルコール、ギャンブルへの依存のほか、必要がなくても多数の物品を購入してしまう買い物依存、過度の飲食を繰り返す過食症など、多種多様なものがあ

りますが、本県では、三重県こころの健康センターにおいて、その対策として、依存症患者や家族を対象とする依存症専門相談、患者や家族同士が依存症について学んだり、対応方法等を話し合う依存症問題家族教室、支援を行う教員や医療関係者などに対する研修会を開催しております。

また、県内各地域において、行政機関、精神科病院、障害者相談支援センター、依存症関係団体等が連携して、患者や家族への支援を行う体制づくりも進めているところです。インターネット依存につきましても、これらの取組の中で対応していきたいと考えております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） ネット依存対策について2点御質問をいただきました。

まず、1点目のネット対策のこれまでの取組と今後の取組について御回答します。

県教育委員会では、平成21年度から、全ての公立小・中学校及び県立学校を対象に、児童・生徒のインターネット上への問題のある書き込みの検索、監視を行っています。その中で、悪質な誹謗中傷や個人情報掲載等については、学校、関係機関等と連携を図り、児童・生徒への指導を行うとともに、削除してきたところでございます。

書き込み件数は、ここ二、三年は約3000件程度ですが、削除件数は、平成23年度22件、24年度13件、25年度7件でございます。そこで、県教育委員会では、専門的知識を持つ保護者の協力を得て編成したネット啓発チームを通して、保護者対象の講座を実施するなど、学校、PTA等関係機関と連携して、その危険性について啓発を行ってまいりました。

また、本県では、近年、スマートフォンなどを利用して、不適切な画像をインターネット上に掲載し、削除できない事案や、ネット検索の対象にならないラインなどでの誹謗中傷や仲間外しの事案等が増加傾向にあることから、その対応が急務となっています。県教育委員会では、これまで行ってきたネット上での検索や削除、保護者への啓発活動などの取組を引き続き行って

まいります。

さらに、今年度から、国の調査で、スマートフォンを持ち始めるとされる小学校4年生から中学校1年生を対象として、小学校5校、中学校10校のモデル小・中学校において、情報機器の利用に関する知識、理解、態度を見るためのネット検定を7月と12月の2回実施いたします。その結果に基づきまして、児童・生徒のインターネットを適切に利用する力を育成するため、教員が指導することのできる資料やCDを作成し、配布することとしています。こうした取組を通じて、学校、関係機関等と連携し、児童・生徒がスマートフォンや携帯電話などを適正に利用できるよう指導してまいります。

次に、スマートフォンの利用状況調査について御回答いたします。

内閣府が行った青少年3000人を対象とした平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、携帯電話、スマートフォンの所有率については、小学生36.6%、中学生51.9%、高校生97.2%、フィルタリング等の利用率については、小学生62.2%、中学生61.1%、高校生49.3%となっています。

また、平成25年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の結果によれば、本県での携帯電話やスマートフォンを所有している割合は、小学校6年生43.3%、中学校3年生75.3%で、小学生は全国平均とほぼ同じでございますが、中学生は6.8ポイント高くなっています。さらに、1日当たり2時間以上インターネットなどを使用している割合は、小学校6年生11.6%、中学校3年生34.6%、小学生は全国平均とほぼ同じでございますが、中学生については4.3ポイント高い状況でございます。

こうしたことから、取組といたしましては、さきに述べたとおり、引き続き保護者への一層の啓発やネット上での検索、監視を行うとともに、指導資料を活用した児童・生徒の健全な育成と教職員の対応力及び指導力の向上を図ってまいります。

なお、議員から提案のありましたさらなる詳細な状況把握につきましては、市町教育委員会やPTAなどの関係機関と意見交換をしながら、今後の対応

について検討してまいります。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

今の教育長のお話からいきますと、まずは、ネットを適切に使っているのかどうかの力を育成するためのネット検定をしていくということの答弁だったかと思えますし、実態調査につきましては、今後検討いただけるということですので、しっかりとした検討結果もお示しをいただきたいというふうに思います。

実際に県と教育委員会として、いろいろと対策を行っていただいているのが事実だと思うんですが、やはり私は、まず初めに、実態調査ありきで、子どもたちが今どんな状況なのか、いつスマホをさわって、どんな環境で、どんなふうに使っているのか、そしてどんな悪影響があったのか、あるいは、自分は本当はやめたい、寝たい、だけど寝ることができない。それは周りの環境によって睡眠時間を削らなければいけない、そんな状態をしっかりと調査することによって、どう対応していくのかという、先の対応策が見えてくるのではないかなというふうに思っています。

とはいえ、実際に子どもたちが持っているわけですから、検定をやったり、いろんなマナーを教えるということも大切だとは思いますが、まずは県としてしっかりと調査をする。その上でどういう対応が必要なのかを検討していただきたいなというふうに思います。

先ほど、中学生は全国平均よりも若干持っている率が高いというふうに伺いましたが、例えば、三重県の中でも、北勢、中勢、南部それぞれによって、課題、問題が違うのかもしれない。そういうこともしっかりと見るためにも、私自身は、まずは三重県として実態調査をするべきではないかなというふうに思いますので、ぜひともそのところはしっかりと検討いただきたいなというふうに思います。

また、静岡県では、実際に県教育委員会として実態調査を行っております。

それに基づいてかどうかはちょっとわかりませんが、静岡県としては、条例の中で、スマホとか、インターネットの取り扱いだけではなく、フィルタリングをかけることを義務づけるだけではなく、フィルタリングをしない青少年の場合は、保護者がしっかりと理由を書いて、携帯電話会社にそれを提出しなければいけない。携帯電話会社は、その書類をしっかりと保管しなければいけないというところまで、しっかりと条例の中に書き込んでいます。そういうふうな形でやると、例えば県としてもしっかりとこの問題に対策しようとして乗り出しているんだなというふうにわかると思いますので、三重県としても、私は、まずは、実態調査を行う。それに基づいてどういう対策が必要なのか、それは、健康福祉部、あるいは犯罪に巻き込まれるという意味においては県警ともしっかりと連携をとりながら、県全体としてこの問題に取り組んでいただきたいと思いますので、そのことは要望させていただきます。

続きまして、熊野古道世界遺産登録10周年記念事業についてお伺いをいたします。

これまで多くの議員から、熊野古道世界遺産登録10周年に対して質問をいただいております。10周年に対する県の取組としては、熊野古道世界遺産登録10周年の関連の取組を、関係部局、市町、地域と一体となって実施することで、にぎわいの創出を図るとともに、熊野古道の価値を次世代に伝えていくための環境整備に取り組めます、これらの取組を通して地域活性化を図りますとして、様々な事業が展開される予定です。

具体的には、市町等交流事業と県主体事業等が連携して取組を行うわけですが、市町等交流事業では、各市町既存の事業やイベント、あるいは南部地域活性化基金を活用して事業を行い、また、県主体事業は、熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会を立ち上げ、市町や各企業、各団体の方々と連携し、主に情報発信や誘客、それに環境整備事業を行うとしています。

確かに10周年という節目に、三重県内唯一の世界遺産である熊野古道を県内外に情報発信し、熊野古道を歩いていただくことや、各地域で記念イベン

トを行うことは非常に重要なことでありますし、地元としても大変感謝をしております。しかし、私は10周年を迎えるに当たって、まずはこれまでの取組や活動を検証するということが県として一番重要なのではないかというふうに思っています。10年を振り返り、検証することによって、熊野古道の保全や活用の問題や課題が見え、次の20周年に向けて何をすべきなのかが見えてくるのではないかというふうに思っています。

ここに、（冊子を示す）熊野古道アクションプログラム2、そして（冊子を示す）その追記編というものがあります。ちょっと資料を見てください。

（パネルを示す）この熊野古道アクションプログラムとは、行政の各事業をまとめただけでなく、熊野古道に関心を寄せる人々が、熊野古道の保全と活用のために、自発的に実行するための指針となる、いわゆる総合計画です。

これまでの策定の流れを資料で確認してください。平成15年3月には、熊野古道アクションプログラムを策定しました。そして、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道としてユネスコ世界遺産に登録されました。そして平成17年には、熊野古道アクションプログラム2を策定、そして平成20年には、熊野古道アクションプログラム2に対する追記編を策定いたしました。

この中で、追記編には、熊野古道アクションプログラム2にもとづき、世界遺産登録10周年を迎える平成26年までの期間を対象として活動するものとします。なお、これまで同様、必要に応じて見直しを図ることはいうまでもありません。と御丁寧に記載をいただいております。進行管理については、原則として3年毎に大きな見直しを行うことで新しい環境の変化に対応していきます。とありますが、平成20年に、熊野古道アクションプログラム2追記編が策定されてから、10周年を迎える本年26年までの6年間、見直しが行われていません。

そこでお伺いをしますが、10周年を迎え、これまでの取組を振り返り、保存や活用において認識されている問題や課題をお示してください。

また、10周年を機に、これまでの検証を行い、熊野古道アクションプログラム3を策定し、次の20周年を目指す道筋を関係者と一緒になって作り上

げていくお考えがあるのかどうか、この2点について見解をお聞かせください。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也）** ただいま熊野古道世界遺産登録10周年に関連して2点御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録され、本年7月に10周年を迎えます。登録に当たりましては、地域の方々が土に埋もれた古道を掘り起こすなど、多大な御尽力をいただきました。改めて深く敬意を表したいと思います。その後、地域の方々と協働してつくり上げました熊野古道アクションプログラムに掲げております価値に気づく、守り伝える、伊勢路を結ぶ、この三つの目標の実現に向けまして、古道セミナーでありますとか、古道ウォークの開催など、情報発信や誘客促進に取り組んでまいりました。これらによりまして、来訪者の数は、平成13年の6万8000人から登録の年には15万1000人に、平成25年には30万8000人と過去最多の人数となりました。

今後の課題の認識についてであります。高速道路の開通や式年遷宮の効果によると思われまます古道来訪者の増加に伴う語り部の不足、これまで熊野古道を守り伝えるために御尽力いただきました保存会や語り部友の会の方々の高齢化、あるいは峠を歩いていただく方の2次交通の整備など、幾つかの課題も顕在化してきております。

そこで、世界遺産登録10周年を迎える本年度は、伊勢路を幸結びの路として積極的にPRしていくこととしております。また、伊勢路170キロ全線を踏破するウォークの開催など、伊勢路の認知度を高めるための話題づくりにも取り組んでおります。また、地域におきましても、先ほど御質問の中でありましたように、10周年を記念いたしました多彩なイベントが計画されております。県、市町、地域の関係者が連携して、より一層の交流人口拡大につなげていきたいというふうに考えております。

さらに、熊野古道を後世に伝えていくための環境整備の一つとして、伊勢

路を守り伝えることに関心のある方を増やすことを目的に、熊野古道サポーターズクラブを創設いたしました。会員の募集を開始したところでございます。また、東紀州地域振興公社におきましても、語り部の増員に向けて養成講座を開催するなどの取組も進めております。

こうした中、例えば尾鷲市では、来訪者へのおもてなしとしまして、まちの駅の整備でありますとか、コツまみバルといった地域の方々による新たな独自の活動が生まれてきております。こういう取組につきましては、次の取組につながっていく成果の一つではないかというふうに考えております。

2点目にお尋ねのありました熊野古道の保全と活用の指針であります熊野古道アクションプログラム2につきましては、対象期間が御指摘のとおり平成26年までとなっておりますことから、改定に向けまして昨年度から地域の関係者の方々へのアンケート調査などを行ってきました。本年度は、有識者等へのヒアリングを行い、社会情勢の変化などにも留意しながら、次の10年、20年に向けて、熊野古道の保全と活用に取り組んでいただく方々の、その思いが引き継がれるようなものになるよう、市町、関係者の皆さんと協働して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

今、御答弁いただいた中で、まず、サポーターズクラブの募集を始めたというふうにお答えをいただきました。そのサポーターズクラブ、誰を、何をサポートするのか、お答えください。

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） サポーターズクラブにつきましては、まずは広く古道ファンを募集いたしまして、将来的には、保全の活動などにも御参加いただけるような人材の掘り起こしにつなげていくことを目的に設置をさせていただきました。県といたしましては、会員の方々に、古道の情報、魅力を発信し、実際に古道を体感していただきまして、あるいは、地域の皆さんとのふれあいなどを通して、世界遺産を守り伝える取組に

関心を深めていただきたいというふうに考えております。

そして、次のステップとして、保存会と連携した清掃等の保全体験や語り部養成講座に御参加いただくなど、守り伝える活動への理解を深めていただき、より多くの方々に参画していただけるよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、5月23日の募集の開始から、40名を超える県外の方々を含めまして、既に200名近い方々に御入会をいただきました。また、議場におられる議員の皆様の中にも、既に御入会をいただいた方、御入会の意向を示していただいた方がたくさんおみえになります。心強い応援を頂戴いたしましたので、これを励みに頑張っていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

今回の熊野古道に対する質問なんですが、先ほど、1回目の答弁の中で、10周年を振り返って検証した結果をお話いただきました。私の今回の一番の質問の趣旨は、今までやってきた検証結果をしっかりと地域の方と共有していただきたいということなんです。といいますのも、先ほど来話いただきましたサポーターズクラブ、せっかく県が前向きに熊野古道のいわゆるファンをつくったり、保全活動につなげていきたい、そういう思いでサポーターズクラブをつくっていただいたのであれば、地域の各峠を守る会さん、語り部さんとしっかりと連携がとれていなければいけないと思います。

しかし、実際現状を見てみますと、県のその思いは必ずしも伝わり切れていないというふうに私は判断をしています。ですので、やはり県としてのこれまでの取組、そして、今後どうしていきたいのか、そのことをしっかりと地域の方と連携をとって、お互いに協力し合いながら進めていっていただきたいというふうな思いで質問をさせていただきました。

例えば、今回、踏破ウォークも開催していただきます。これは県としては3回目になると思います。1回目、2回目と、連続で参加された方がいらっ

しゃいます。1回目参加した方に、2回目開催するときには通知が行ったそうです、また2回目がありますよということ。でも、今回3回目するときには、1回目、2回目と連続で参加してくれた方にもお知らせが届いていない。やっぱり寂しい思いをしているというふうな意見も伺っております。

そういうこともあって、やはりまず、いろんなイベント、行事をやっていくということも非常に大切だと思うんですが、そういう今まで支えてくれた人とのしっかりとしたつながりを持っていくということが、次の20年に向けての活動につながるのではないかなというふうに思いますので、そのことはぜひともしっかりと忘れずに取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、最近、熊野古道でありながらも、世界遺産登録から外れている地域の方々が、自分たちの地域をしっかりと盛り上げていこうというふうな新たな動きも出てきています。そういう新たな環境に応じた形でのアクションプログラムの3というのをしっかりと策定していくということが大切だと思います。

これは、地域の方からすれば、熊野古道を支える地域の方々は、余りかわらないんですが、県の担当の方は、何年かごとにかわっていきます。そのたびに、余り毎年いろいろ動くのではなくて、やはりしっかりとした長期的な計画を立てていって、それに応じた形でしっかりと事業を進めていただくことが、地域の人としては一番望んでいることかなというふうに思いますので、そのことをぜひとも忘れずに活動をしていただきたい、取組をしていただきたいというふうに思いますが、もしそのあたりのことで、知事のほうから一言コメントをいただけるようであればお願いをします。

○知事（鈴木英敬） おっしゃっていただいたとおり、これまで長きにわたって地域でやってきていただいた方々としっかりと連携するということは大事だと思います。その点については、先ほど答弁した局長も、地元の皆さんが掘り起こしていただいて、今の熊野古道があるというふうに思っております、それをしっかりと行動としてあらわせるように、地域機関も含めて、認識

共有をしっかりとしていきたいと思えます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いをいたします。

続きまして、医師確保対策について質問をさせていただきます。

県として、医師確保対策に御尽力をいただいていることは十分に理解をしていますが、特に僻地にとっては、医師不足は顕著であり、地域住民にとってはまさしく死活問題であり、地域コミュニティーを守る上でも重要な根幹の部分であると認識をしています。そんな医師確保が非常に困難な僻地にとって、自治医科大学卒業生の派遣が、最大、そして最後の頼みの綱でもあります。

自治医科大学について少し説明をさせていただきます。資料をごらんください。（パネルを示す）自治医科大学とは、全国の都道府県が共同し、昭和47年に設立した大学で、各都道府県に2名から3名の入学定員枠を設けて、卒業後に各都道府県に戻り、9年間知事の指定する医療機関で勤務することで貸与された学費の返還が免除されるシステムで、医療に恵まれない僻地等における医療の確保が図られています。

しかし、卒業後9年間、知事が丸々勤務先を自由に指定することができるわけではありません。資料を見ていただきたいんですが、9年間のうち、基本的には1年目と2年目は初期臨床研修があり、また、5年目と8年目の2年間、後期研修がありますので、知事が指定できるのは3年目と4年目、6年目と7年目、そして9年目の計5年間ということになります。その研修期間の対象者を除くと、県として例年10名ほどの医師をへき地医療機関に派遣をしていただいています。

では、その5年間をどこのどの病院や診療所に勤務するかといいますと、自治医科大学卒業者の研修、勤務及び身分等に関する要綱の第2条に、先ほどの資料の下段のほうに記載していますが、紀南病院をはじめ、大台町国民健康保険報徳病院、町立南伊勢病院など、県内29の機関が指定されています。

また、県が指定する僻地医療を支援するために、へき地医療拠点病院として三重県立総合医療センター、国立病院機構三重病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、紀南病院の8病院を指定し、巡回診療及びへき地診療所への代診医師の派遣を行っています。

第11次三重県へき地保健医療計画によると、現状の課題として医師不足が急速に進んでいることに伴い、へき地医療拠点病院からへき地医療機関に対する代診医師の派遣も困難な状況であると記載されています。要するに、僻地医療を支援するためのへき地医療拠点病院ですら医師不足で首が回らない状況にあるということです。

県としては、自治医科大学卒業後の9年間という義務年限終了後も、三重県職員として雇用し、へき地医療機関へ派遣するドクタープール制度を整備し、これまでに5名の医師確保を行っていただきましたし、さらには、僻地での勤務中に定期的な研修を取得できるなど、医師にとって魅力あるキャリア支援として、ドクタープール制度から、さらにリニューアルをしていただき、キャリアサポートシステム制度を構築し、さらなる医師確保にも取り組んでいただいています。

卒業後、9年間の義務年限終了後に県職員として確保した5名の医師を含め、平成26年度の自治医科大学卒業生派遣先は、紀南病院9名、志摩病院2名、町立南伊勢病院2名、報徳病院1名、神島診療所1名、桃取診療所1名、へき地医療支援機構1名の計17名であります。

昨年10月に、県と市町の地域づくり連携・協働協議会での知事と尾鷲市長との1対1対談でも議題となりましたが、尾鷲総合病院は東紀州の二次救急医療施設、へき地医療拠点病院、災害拠点病院として24時間365日の救急体制と地域の基幹病院としての機能を何とかぎりぎりの状態で維持しています。一つの病院で24時間365日の救急体制を行うのは、県内では三重県立総合医療センター、市立四日市病院、伊勢赤十字病院、三重大学病院の三次救急病院ばかりです。尾鷲総合病院のような二次救急病院は、普通なら輪番制をと

るのが一般的ですが、それを尾鷲総合病院のみで、しかも18名という非常に少ない医師で救急体制を維持している病院はほかにはありません。当然、県を含め、どの地域も医師確保に非常に御努力されているのは承知の上ですが、尾鷲総合病院は僻地医療を支援するためのへき地医療拠点病院であるにもかかわらず、自治医科大学卒業後の勤務先指定に含まれていません。派遣先の候補にすら挙がっていない病院ということです。

昨年度に、医師の需給調査を行いました。その結果も踏まえ、東紀州地域の医師確保をどのようにお考えかをまずお示ください。また、東紀州地域の僻地医療を支えていくためにも、派遣がすぐには無理だとしても、まずは尾鷲総合病院を勤務指定先の一つの病院に加えることが必要であると考えますが、見解をお伺いします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 東紀州地域におけます医師確保対策についてお答え申し上げます。

三重県の医師数でございますけれども、人口当たりで申し上げますと、全国で第37位と低位に位置しておりまして、県としてはこれまでも様々な医師確保対策をとってきたところでございます。このような状況の中で、じゃ、将来的には医師の需給状況はどうなんだろうということで、ただいま御指摘いただきましたように、昨年度、県としまして、将来の医師需給の推計を行ったところ、幾つかの変動要因に注意しなければいけません。2025年から2030年にかけて、県内の医師総数の需要と供給の差は解消される見込みにある一方、医師の地域偏在は依然解消されない見通しとなっております、東紀州地域もそのうちの一つだということでございます。

このような東紀州地域に対しまして、県としては、これまでも、医師確保対策としまして、医師無料職業紹介事業や基幹病院からの派遣を行うパディ・ホスピタル・システムを活用した尾鷲総合病院への診療支援、そして、自治医科大学卒業医師の派遣等の対策をとってきたところでございます。さらに、将来的な地域医療を担う医師の育成のために、紀南病院が中心となり

まして、医師や医学生を対象に僻地の医療体験の実施を行い、まさに地域で医療を担うことの魅力をPRしてまいったところでございます。

このような中で、先ほどの需給推計の話に戻りますけれども、東紀州地域におきましては、2035年時点でも医師の供給には不足は見られるところがございますが、現時点と比べますと、需要と供給の差は相当程度に縮まるということが見込まれている状況でございます。今後は、さらにこれらの取組に加えまして、三重県地域医療センターが作成しております後期臨床研修プログラムを活用し、東紀州地域の医師確保につなげてまいりたいと考えております。

もう1点、自治医科大学卒業医師の派遣についてでございますけれども、現状につきましては、先ほど議員から御説明いただきましたように、本年度につきましては、合計17名の医師を八つの医療機関に派遣してございます。しかしながら、この八つの医療機関につきましては、依然として当面の医師確保に予断を許さない状況にあること、そして、来年度は、自治医科大学卒業生の減少によりまして、派遣可能となる医師数の減少が見込まれると、そういった状況にあることから、当面は新たな派遣先を設けるのは困難な状況でございます。

県としましては、今後の派遣可能な自治医科大学卒業の医師数や僻地の他の医療機関の状況なども勘案しながら、自治医科大学卒業医師の効果的な配置や調整に努めていきたいと考えております。また、その中で、御提案に対しても検討してまいりたいと考えております。

なお、県内の医師の地域偏在の解消に向けてでございますけれども、特に、地域医療への貢献を希望する若手医師が専門医資格を取得しながら実践力を身につけて、そして直ちに地域医療に貢献できるような、そういう後期臨床研修プログラムを新たに作成することとしておりまして、現在、今定例月会議に所要の改正を行うための条例案を提出しているところでございます。

今後は、多くの修学資金貸与者等に当該プログラムを利用していただくことによりまして、東紀州地域を含め、県内の医師の地域偏在の解消につなげ

ていきたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

いろいろと伺いたいんですが、ちょっと時間の関係もありますので、自治医科大学の卒業生が減少するというふうな御答弁もあったかと思えます。いろいろな特殊要因があろうかと思えますが、一旦は減るかもしれないですけど、長期的に見ると増えてくる可能性も私はあるのではないかな、増えるというか、通常に戻るのではないかなというふうに思います。

そういったときに、先ほどの需給調査の中でもありましたように、たとえ2035年でも東紀州地域ではまだ不足しているという状況がありますので、やはり派遣先の一つに尾鷲総合病院を入れていただくということも私はしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

例えば、東紀州出身者が自治医科大学に入学されて卒業された後、地元、地域に帰って地域の僻地医療を支援したい、そう思ったときに、そういう思いがあるにしても、尾鷲総合病院が指定されていなければ行くことができない、そういうことも出てくるのではないかなというふうに思います。ですので、しっかりと指定先のことにつきましては検証いただきたいなというふうに思っております。

尾鷲総合病院は、実際、自分たちでも医師確保や地域医療を守るための最大限の努力はしていますけど、このままでは当地域の医療が崩壊しかねないというぎりぎりのところまで来ているのが状況だと思います。しっかりとした県の体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、漁業について質問させていただきます。

前回、12月の一般質問で、違法操業船対策について質問をさせていただきました。私は、違法操業船対策をしっかりと行うことによって、同じ海で魚をとり生活している漁師が、お互いに信頼し合って三重県の漁業を支えていく、そんな環境整備につなげたいという思いと、現在の日本の漁業制度につ

いて、少なからず危機感を持っていますので、三重県としましても、危機感を持ち、様々な検討を行っていただきたい、そんな思いで質問をさせていただきました。最初にお断りをさせていただきますが、今年度、私は、環境生活農林水産常任委員会に所属していますので、漁業については基本的には委員会で議論させていただきますが、本会議場で知事の見解をお伺いしたくて、漁業について総論的な質問をさせていただきたいと思います。

まず、日本の漁業というのは、資料を見ていただきたいのですが、（パネルを示す）海面漁業には、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業の3種類に分類できます。遠洋漁業は世界の海が対象で、操業は長く、一月から1年を超える場合もあり、遠洋カツオ一本釣りや遠洋マグロはえ縄漁などが代表的です。沖合漁業は、日本の排他的経済水域EEZという200海里の範囲で、特定の漁場に縛られず、大型の船で県をまたぐような操業を行い、操業は日帰りから1カ月程度で、大中型まき網漁や沖合底びき漁、サンマ棒受け網漁などが代表的です。沿岸漁業とは、近距離で沿岸部の漁場で日帰りで漁をする、定置網や刺し網漁など、一般的にイメージしやすい漁師さんがここに入ります。

日本の漁業というのは、わかりやすく表現すれば、昔から、早い者勝ち、すなわちとった者勝ちの漁業です。昔は、資源を乱獲するだけの技術や漁法は確立されていませんでしたが、近年では、船の大型化や技術の進歩により、人間の漁獲技術は自然の生産力をはるかに上回っています。

では、現在の過剰な技術でとった者勝ちの漁業を繰り返す結果、どうなるでしょうか。早い者勝ちですから、今、目の前の魚をとれるだけとらなければ誰かにとられてしまいます。たとえそれがもう少し待てば大きくなり、魚価も上がるということがわかっていたとしても、大きくなったときに自分ごとれる保証はないわけですから、値段が低い未成魚でもとれるだけとらざるを得ない。次世代を生む親魚もとり尽くすだけでなく、未成魚をも根こそぎとり、大きくなる魚が減るわけですから、結果として資源が枯渇する。そのことがわかっている、生活していくためにはとりに続けていくしかないのが日本の漁業の現状です。

現に、国産の魚介類は、乱獲などにより1980年後半から減少し続けていますし、国産魚の減少の結果、輸入魚に頼らざるを得ないのが現状で、世界有数の魚食大国である日本の魚の自給率は約60%という状況です。これは、漁業者の意識やモラルの問題ではなく、日本の漁業制度に問題があると私は思います。持続可能な漁業にするためには、無限ではない、限りある海の資源を管理して、安定した魚価で、安定して魚をとれるシステムを行政がつくっていく必要があります。

それを実践しているのが、ノルウェー、アイスランド、ニュージーランド、オーストラリア等であり、持続的に順調に漁業生産額を伸ばしています。そのシステムとは、個別漁獲枠制度 I Q と呼ばれる制度で、具体的には資源を枯渇させない程度の漁獲枠を各漁業者にあらかじめ配分するという制度です。これまでのとった者勝ちの漁業ではなく、あらかじめそれぞれの個人に漁獲枠を配分することによって、その漁業者が、いつ、どの魚をとることが一番魚価が高く、利益を得るのかを判断することができて、魚価の低い未成魚をとる必要はなくなります。次世代を生む親魚や未成魚も残すことができ、その結果、資源の枯渇も防ぐことができるという制度です。

先ほどのノルウェーなどは、この制度を導入することによって、資源管理もでき、また、効果的、効率的にもうかる漁業となり、毎年のように漁業生産金額を伸ばし、自然と後継者不足も解消されている状況です。そんなノルウェーも1980年代までは、日本と同様に、乱獲による資源の減少で漁業が産業として成り立たない状況であったそうです。

三重県の漁業生産は国全体と同様に、昭和59年ごろの35万トン进行ピークに、平成24年には約18万トンにまで漁獲生産量が減少しています。平成24年では、三重県の総生産量は全国4位、総生産額は全国8位という、三重県は全国有数の水産県でもあります。私は、持続可能でもうかる漁業を目指していくには、個別漁獲枠制度という資源管理が必要であると考えています。当然三重県だけででき得るものではありませんし、現在、県内で行われている様々な取組や漁業振興を否定するものではありませんが、国においても様々な議論

が行われているというふうに向っております。まずは、全国有数の水産県である三重県知事としての資源管理に対する見解をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 漁業における資源管理について見解ということの御質問に答弁させていただきます。

漁業は、天然に生息する水産資源を漁獲することで成り立っている産業です。水産資源はとり過ぎないように適切に管理することにより、再生産力が維持され、持続的な漁獲につながることから、漁業者、漁協、国、県等が協力し、役割を分担しながら資源管理に取り組むことが重要であると認識しています。

我が国の漁業生産量は、最盛期の昭和59年には1282万トンあったものが、平成24年には486万トンまで減少しており、水産日本の復活を果たすためにも、水産資源の適切な管理を通じて、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現することが喫緊の課題であると言われております。

議員から御紹介のありました個別漁獲枠制度 I Q を含めた資源管理の手法につきましても、現在、国の資源管理のあり方検討会において、漁業関係者や学識経験者などの意見も踏まえながら議論が行われており、6月をめぐりに取りまとめと聞いておりますので、県の水産行政を預かる立場の者として強い関心を持ってその動きを注視しているところであります。

なお、個別漁獲枠制度の導入は、魚種や漁業種類ごとの特性を踏まえて考えることが重要であり、そういった点を考慮し、資源管理の具体的手法や危機感がしっかりと認識され、早取り競争が抑制され、漁業者の経営改善にもつながる方向で検討会での議論がまとまることを期待しています。一部報道によれば、マサバについて、この秋にも一部試験的に導入する方向で検討が進んでいると聞いております。

一方、本県では、平成26年度三重県経営方針の中で、水産業の成長産業化への取組を位置づけており、水産資源を持続的に漁獲するために必要な資源管理はその根幹をなすものと考えております。本県における水産資源管理の

事例として、鳥羽市国崎町の海女さんたちは、アワビの漁場を幾つかの区画に分け、1日ごとにローテーションさせて、操業日を年間30日程度、1日の出漁時間も90分に制限するなど、独自の厳しいルールを自ら定めておられます。桑名市赤須賀では、ハマグリ漁の操業日を週3日、漁獲量を個人別に制限するなどの取組を続けられた結果、平成7年には0.8トンまで減少していた赤須賀地区全体の漁獲量は、平成25年は175トンまで回復しています。

私は、こうした漁業の現地にお伺いし、漁業者や関係団体の皆さんの頑張る姿や生の声を直接見聞きさせていただく中で、自らの生活をかけた危機感をもとにした自主的な必死の資源管理の取組に心を打たれました。今後も、関係者の皆さんが資源管理の取組を続け、ひいては漁業者として生活を維持し、そして経営改善や次世代に漁業が持続可能となっていくよう県としてしっかりとサポートさせていただきたいと思えます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。知事もしっかりとした資源管理が必要であるという認識を持っていただいているということでお伺いをいたしました。

先ほど、知事からも御紹介がありましたように、当然、日本の、あるいは三重県のこれまでの資源管理全てが悪いというわけではなく、資源管理がうまく機能しているという実例もありますし、全国的にはうまくいかなかった事例もたくさんございます。そんな中で、先ほど紹介もありました、昨日第4回資源管理のあり方検討会というのが行われたわけなんです、これは、第1回、2回、3回と本当に傍聴者が入れないぐらい応募がありまして、それでお断りをするぐらい、非常に全国的にも関心が高い検討会だというふうに伺っております。

6月いっぱい方向性が出るというふうに伺っていますが、私自身は、大きな日本の漁業の流れを議論するには、3月から始まって6月ぐらいに方向性を出すというのは、少し性急過ぎるのではないかなという感もあるんですが、やっぱりしっかりとした議論をした上で、日本の漁業というのは必

ず今後大きな転換をせざるを得ないところに来ていると思います。水産県の知事としても、資源管理の必要性を十分認識していただいているということです。今後の漁業の流れをしっかりとつかみながら様々な漁業振興策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、土砂災害警戒区域の指定について質問をさせていただきます。

時間がないので要点のみ質問をさせていただきます。この質問は、我が党派、北川議員、そして長田議員からも質問がありました。土砂災害防止法が制定された年に、県内の危険箇所を調査した結果、県内での土砂災害危険箇所は約1万6000カ所あり、一刻も早い土砂災害警戒区域の指定が重要となります。平成24年度末では、全国の指定が進捗率59%であったのに対し、本県では進捗率が7.4%と、残念ながら全国で最下位でありました。

そこでお伺いをしますが、その後の進捗状況はどうなっているのか。全国最下位という状況を脱したのかをお示しください。また、現状での課題や住民説明会等での反応なども御説明をください。

最後に、今後の進め方ですが、最終的に全ての指定が終了する目標年度の設定や、年間の指定目標などを設定して計画的に進めていくお考えがあるかどうかをお示しください。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 本県では、平成13年度から土砂災害警戒区域の調査に着手し、指定を進めてきております。特に、平成22年度、23年度には、集中的に調査を行い、その警戒区域の指定を昨年度、本年度も引き続き進めているところでございます。その結果、平成25年度末時点におきまして、3020カ所の指定を終え、指定率は18.6%、まだまだ低い状況ですが、全国43位という状況になっております。過去に土砂災害が多く発生した大台町、紀北町では、昨年度に区域指定が完了しております。尾鷲市では本年度に完了する予定としております。

区域指定のための課題としましては、指定のために1カ所当たり30万程度かかる調査が、全ての箇所の調査には約50億円見込んでおります。多額の費

用を要するというところで、財政状況が厳しい中においても、毎年2億5000万円程度の予算を確保し、計画的に取り組んでいるところでございます。

また、説明会において、住民の方々から、区域指定よりも施設整備への強い要望、指定による土地価格の低下などの懸念、建築物の構造規制への不満等をいただいておりますが、市町とともに丁寧に説明をして御理解をいただきながら調査、指定を進めております。

先ほども説明しましたが、調査には多額の費用がかかるということで、完了目標年度を定めにくいところではございますが、当面、これまでと同程度の予算を確保して、市町とも協議しながら着実に土砂災害警戒区域の調査指定を進めて、市町や住民の方々を活用していただくことにより、住民の皆さんの安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えております。

[14番 津村 衛議員登壇]

○14番(津村 衛) ありがとうございます。

少し耳の痛い話になるかもしれませんが、同様の質問を我が会派北川県議も質問したときに、土井部長は、今後も引き続き今年度と同様の調査費用の確保に努め、市町と協議し、期間や目標数を定めて指定の促進を図っていく所存ですというふうに答弁されています。

今、お話を聞かせてもらった中で、やはり1カ所当たり調査費が30万円かかるということで、確かに予算的なこともあろうかと思いますが、防災の日常化、防災というのは地震や津波だけではなく、土砂災害も当然重要な問題であると思いますので、優先順位をつけにくいのはわかりますが、残りの約80%、指定をできるだけ速やかに行っていただくよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(永田正巳) 33番 津田健児議員。

[33番 津田健児議員登壇・拍手]

○33番(津田健児) 自民みらいの津田健児でございます。どうぞよろしくお願ひします。多分、この平成26年度最後の一般質問になるのかなというふう

に思っております。

今まで、教育については何回も質問させていただきましたし、特に学力の向上だとか、道徳については、議長の永田議員とともに頑張らせていただきました。学力については、四十何位と、いつもそうでございまして、結果が出ていないんですけれども、ここ数年の教育委員会、知事の頑張りを見ていて、県民はどう評価しているかわかりませんが、私は意外と、口では厳しいことを言っていますが、評価をしております。

例えば、独自の学力テストを設けたり、あるいは、教育委員会と知事は違う行政機関でございまして、その知事の権力が及ばないところで、例えば学力テストの公表についても、市町の権限でございますけれども、はっきりと知事は公表すべきだと、その意義をきちっと訴えておられますし、思い起こすと、知事は覚えていらっしゃるかもしれませんが、衆議院選挙のときの桜の個人演説会だったと思うんですが、民主政権のもとで悉皆調査から抽出制になったときに、抽出制度はおかしいんだということを強く言っておられました。多分、あそこで百数十人来ていただいたと思うんですが、知事は何であんなふうに怒っているのかなというふうにみんな思っていたと思うんですね。悉皆調査自身がわからないと。私も、非常に憤慨して憤りを感じたんですけれども、2人だけなのかなと思って聞いておりましたが、非常に親近感を持ちました。

あのときの学力に対する知事の情熱というのは、やっぱり変わることがないのかなと。もうそろそろ夏ごろに結果が出てきて、また大きな批判を受けるんだと思いますけれども、頑張っていたきたいと思います。教育長も覚悟を決めてやっていたらいいことについては評価をしたいと思います。褒めるのはこれまでです。これからかなり厳しい批判をしますし、また、褒めるときは褒める、おかしいと思うときは厳しく叱る、批評するというのも議員の努めでありまして、それが県政の発展につながるということでございまして、これからは厳しい質問をさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、教育長は様々な場面で、道徳教育の一層の充実に取り組んでまいりますという決意を述べられています。前回の定例月会議においても、朝日町における女子中学生殺人事件の容疑者逮捕の時点においても、道徳教育の指導徹底を強く語られています。

そこで、教育長にお伺いします。副読本である心のノートまた、改訂版の私たちの道徳の使用状況、また、使用状況に課題があれば、その改善策、それから道徳教育推進教師の位置づけ、役割、県教委としての助言、かかわり方について、それから、3点目でございますが、PTAや地域との連携、これについて県教委のお考えをお聞きしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 道徳教育について3点御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の三重県心のノートと私たちの道徳についてでございます。

三重県心のノートは、郷土学習教材三重の文化の中から、郷土の発展に貢献した人物や自然、伝統と文化に関する内容を取り上げた道徳教育用教材であり、学校に備え置いて活用するものです。また、文部科学省が作成いたしました私たちの道徳は、これまでの心のノートを全面改訂したものであり、学校だけでなく、家庭でも活用できるよう本年3月に全国の小・中学校に配布されました。

平成24年度末に配布いたしました小学校5、6年用と中学校用の三重県心のノートの平成25年度における使用状況は、小学校5、6年用が80.6%、中学校用が、残念ながら57.8%となっております。なお、三重県心のノートの小学校低学年用と中学年用及び国の私たちの道徳については、平成25年度末の配布のため、使用状況調査は、平成26年度末に初めて行う予定でございます。いずれにいたしましても、三重県心のノートと私たちの道徳を全ての小・中学校が、道徳教育の全体計画や年間指導計画に位置づけ、計画的、継続的に活用、利用していくことが大切だと思っております。

私たちの道徳につきましては、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動全体

を通じて、また、家庭や地域においても活用する必要があります。このため、県教育委員会では、平成26年5月15日付の文部科学省からの通知を受け、私たちの道徳については、学校に備え置くのではなく、児童・生徒が家庭に持ち帰って家庭や地域などでも活用するため、対象児童・生徒一人ひとりに確実に配布するよう、市町教育委員会を通じて各小・中学校に周知したところでございます。

また、今年度から、県教育委員会の指導主事や人事監が学校訪問を行った際、5項目ほど調査する観点がございますが、その中に、三重県心のノート及び私たちの道徳の活用状況とともに、私たちの道徳の児童・生徒への確実な配布と持ち帰りの状況についても聞き取りを行い、取組の充実を図ることとしております。

次に、2点目の道徳教育推進教師についてお答え申し上げます。

子どもたちの倫理観や規範意識などが必ずしも十分には育っていないと言われる中、道徳教育の重要性はますます高まっています。このため、各小・中学校では、校長の方針のもと、平成21年度から設置されています道徳教育推進教師、道徳教育の推進を中心となって担う教員のことでございますが、全ての教師が協力して道徳教育を展開することとされています。その際、指導に当たっては、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成しなければなりません。道徳教育推進教師の役割は、具体的には道徳教育の指導計画の作成、全ての教育活動における道徳教育の推進、充実、道徳の時間の充実と指導体制、授業の公開など家庭や地域社会との連携、道徳教育の研修の充実など、多岐にわたっております。

これまで県教育委員会では、道徳教育推進教師の資質の向上を図るため、市町教育委員会と連携しながら、道徳教育推進教師などを対象にブロック別の研修会を開催してまいりました。中には、市教育委員会では、独自に単独講座を実施している市も出てきました。県教育委員会では、今後とも、道徳教育推進教師が学校内でより効果的に役割を果たし、道徳教育をリードし、円滑に推進されるよう、年度初め及び年度末の2回にわたって、市町教育委

委員会の担当者が参加する道徳教育推進会議の開催など、様々な機会を通じて指導助言をしてまいります。

3点目は、道徳教育を学校、家庭、地域と一体となって取り組むべきだが、その取組状況などに対してお答え申し上げます。

道徳教育の充実に向けては、児童・生徒が学んだ規範意識などを日常生活に生かしていく上で、学校、家庭、地域が一体となって、それぞれの役割に応じて子どもたちに働きかけていくことが必要だと考えています。このため、学校は道徳の授業を公開したり、地域教材の活用などに保護者や地域の方々の積極的な協力を得るなど、家庭や地域との連携を図ることが大切です。

県内の公立小・中学校におきましては、道徳の時間の授業公開が、小学校で86.8%、中学校で71.4%で行われているところでございます。また、道徳の時間以外にも、地域での挨拶運動や奉仕活動など、道徳性の育成にかかわる教育活動が行われているところでございます。

例えば、ある小学校では、授業公開に来ていただいた方々の感想や意見を受けまして、ゲストティーチャーとして地域の方々を招き、地域の災害について考える道徳の授業を行いました。その結果、児童にとっては課題を身近に捉えることができ、災害から郷土を復興させた先人の姿から、地域を愛する心を育むことができたと聞いております。県教育委員会といたしましては、市町教育委員会と連携して、小・中学校におけるコミュニティ・スクールの推進や学校関係者評価の充実などを通して、地域に開かれた学校づくりの取組を一層進める中で、学校、家庭、地域が一体となった道徳教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） まず、教科書の副教材の使用状況について質問させていただきたいと思っております。

心のノートのときに、数年前でございますけれども、自由民主党県議団で授業風景を見に参りました。そのときにも、きちっと心のノートが配られてい

ないと。当時は、小学校100%、中学校90何%ということでございますので、今回は、小学校86%、中学校57%なので、きちっと統計をとっておるのかなというふうに思っておりますけれども、ただし、私たちの道徳になりまして、2月か3月に文部科学省からの通知があったと。きちっと配って持ち帰るように通知があったと。

しかしながら、先月、私が友達に電話をかけたり、あるいは友達から聞いていただいた、した調査によると、21校ぐらいいちよっと調べたんですけれども、1校だけ持ち帰りをしている学校がありました。でも、20校については持ち帰りをしていないと。あるいは、子どもに聞いても知らないということでした。

先々週、近くの小学校に公開授業に行ってみました。そしたら、授業が始まる前に教室に入ったんですけども、やはりかばんから取り出すのではなくて、教室の後ろのロッカーに積み上げられたところから、生徒が一枚一枚私たちの道徳をとっていったという状況でございました。

先ほど、教育長のお話にもありましたように、私たちの道徳もごらんになっているかと思いますが、家に帰って親御さんに書いていただいたりする欄もございますので、やっぱりしっかりと各小学校、中学校に通知をしていただきたいと思ひますし、文部科学省からそういう通知が行っているのにもかかわらずそういうことがなされていないだとか、あるいは、現状の把握を、多分管理職の先生だとか、教員の方から聞いていらっしやると思うんですけども、私は親や子どもに聞いていますけれども、やっぱりそういうところで現状把握のミスというものがあるのではないかなというふうに思っています。それについて教育長、どう思われますか。

○教育長（山口千代己） 議員の言われたのは事実だと思っております。私たちの道徳の配布状況について、実際、学校訪問をした人事監の聞き取り状況調査がありまして、6月6日時点でございますけれども、22校訪問いたしました。その中で、11校、半分でございますが、半分は持ち帰らせていたと、半分は持ち帰らせていないというような聞き取りの状況がございまして、人事

監のほうから、そのことについて指導を行ったところでございます。

ですので、全て持ち帰っておる状況ではないということは事実だと思っておりますので、実態を踏まえて、これからどう指導していくかということについて効果的な方法を考えてまいりたいと思います。まずは実態把握をきちんとやらせていただきたいと思います。

以上です。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 文部科学省からそういう通知があっても、県教委からのそういう指導があっても、現状はそういうことでございますので、非常に根が深いと。一部の方々は、いまだ道徳教育は価値観の押しつけだという先生もおみえですので、学力と一緒に、やっぱりその意義というのをしっかりと訴えていただいて、共通認識をしっかりと持っていただいてきちっとやっていただきたいというふうに思っております。

それから、次に、道徳教育推進教師でございますが、役割について、教育長からいろいろとお話をいただきました。道徳教育推進教師の役割の一つに、年間計画を立てるということでございますが、これも、私は、しっかりとやっているのかなというふうに非常に疑問を抱いています。というのは、ちょっとねちっこいようなんですが、結構いろんな小学校へ行って、それぞれの年間指導計画を持ちながら授業を見に行くと、年間計画というのは、この月に、この授業にどういうことを教えて、どういう教材を使うんだということが書かれているんですが、その年間計画表を持って見に行くと、全部違うんですね。教えていることと年間計画と違うんですね。教材も違うんですね。だから、校長先生に聞くと、1年トータルするとしっかりと教えるということも言っていらっしゃる校長もいるんですが、いろんな教員の方々とともに話し合って年間計画を立てたのであれば、やっぱりきちっと年間計画どおりにやっていただきたいなというふうに思います。

それと、研修の部分についてお話もありました。これは今年4月の時点の研修計画表でございます。（現物を示す）これからまたいろいろと講座を設

けておられるようでございますけれども、かなり研修を、県教委の方、あるいは市教委と協力し合って講座をつくっていただいておりますけれども、大体百数十講座があるんですが、道徳にかかわる講座というのは人権を加えて三つか四つぐらいなんです。やっぱりこれから道徳教育をしっかりとやっていこうということでもございますので、教員の方々に対する研修というところもさらに頑張っていたきたいというふうに思っておりますが、道徳教育推進教師について、もう一回ちょっと教育長から御意見を賜りたいと思います。

○教育長（山口千代己） 全体計画につきましても、突発的な事故とか、いろんな行事変更等もあろうかとは思いますが、きちっと計画に沿った授業をやっていただくということが基本かなと思っておりますし、以前、議員が、平成24年9月会議で質問されて、そのときに学校関係者評価の中へ道徳教育がきちんとやられておるかということを入れたらどうかというようなこと、御質問がありまして、当時の教育長も考えてまいりたいというようなことを言っておりまして、その後、我々としても、少しでもそういう学校が増えるようにということで、外部の方々からその学校の道徳教育についての評価をもらえるような、そんな取組も始めております。

2点目の道徳教育推進教師についての資質を上げるということが何よりも大事だということで、講座をきちんと組み立てていきながら、そして講座が少ないということではございますけれども、ネットDE研修ということで、全ての教職員がネットで見られるような講座も開設しておりますので、いろんな媒体を使いながら研修にも励んでいただけるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） 学校関係者評価の項目に道徳教育も入れてほしいというのは、次の質問で提言しようと思ったんですけれども、先に言っていただきまして、本当にどうもありがとうございました。

それともう一つ、道徳教育推進教師の配置については、これは小学校、中学校なんですね。高校についてはその義務がございませんが、やっぱり道徳教育をこれから一生懸命やっていくという教育委員会、教育長でございますので、この高校についても、道徳教育推進教師、名前はどのような形でもいいんだと思いますけども、やっぱり担当者を決めて、学校内で議論していただいて、うちの高校はこうやってやっていくんだということを考えていただきたいということと、もう一つは、道徳教育は全ての学校がしなければならないんですけれども、道徳の時間については、これも小学校、中学校は35時間以上設けないといけないということで学習指導要領で決められているんですけども、これも高校にはありませんので、この道徳の時間も高校の中でやっぱり一つか二つか入れていったらいいのではないかなというふうに思っています。道徳の時間を高校に入れることと、それから、道徳教育推進教師みたいなものを高校内で設けられたほうがいいのではないかと、この二つについて教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（山口千代己） まず、高校における担当教員を置かれたらどうかという提案でございますけども、いろいろ分掌もある中で、担当を置いてその担当任せにしたほうがいいのか、あるいは、委員会みたいなものをつくって組織的にやったほうがいいのか、この2点あると思います。そんな中で、現場を預かっている校長先生方にお聞きしながら、どちらがいいのかと、担当を決めてきちっとしたほうがいいのか、あるいは組織的に学年団から1人ずつ出して組織としてやるほうがいいのかということも含めて検討させていただきたいと思います。

2点目の、道徳の時間を設けたらどうかという、高校の点でございます。確かに高校には道徳という時間がございません。そんな中で、まず、私どもが今回の朝日町の事件が起こってから、全ての県立学校長に申し上げて、全校集会とか、あるいは道徳の時間、人の生き方、あり方について語ってほしいというようなことをしながら、校長会には、今後、命の大切さということについて、さらに年間指導計画の中で位置づけてほしいという話をしてまい

りました。

そんな中で、時間としてきちっととるのか、あるいは特別活動の中で、学期2回程度はやりなさいよと言うてやっていくのか、そのあたりの頻度とか、そのあたりについては、今後また校長先生方とお話をして、何らかの形で進めさせてはいただきたいなと思いますが、現場の意向も聞きながら、やる方向という前向きな方向で、どうしたら現場に混乱なくやれるかということも私どもとしては考えながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） ありがとうございます。

今の道徳教育というのは、結構担任任せだとか、教育任せというのが非常に多いと思うんですね。ですので、教師教師の道徳観というのがあると思うんですけれども、やっぱりそれに基づいて教えてしまう傾向があると思うんです。だから、そうならないように、教員間で議論すること、議論して決めたことをPTAだとか、地域の方々に理解を求めて、あかんのであれば批判を受けて、改善をして、道徳教育をよくしていくという姿勢がいいのではないかなというふうに思っています。

この前、東京へ行って文部科学省へ行きましたら、教育長とばたっと会って、私はこそっと行ったんですけども、そしたら、教育長が、一般質問の仕込みですかと言われて、どきっとしたんですけども、そのときに、話をさせていただいた方が、以前、文部科学省の中のキャリア教育を推進する担当でございまして、10年か20年前だと思うんですけども、そのカウンターパートでいたのが鈴木知事だったそうで、新聞かテレビで聞いて、やっぱりなと思ったそうでございます。

その方がこんなことを言っていたんですが、キャリア教育で非常に熱心に行っていた当時の兵庫県知事が、生徒を地域にたくさん出そうということで、普通は1日とか、2日とか、3日なんですけども、1週間以上地域の方々に、八百屋さんや、何屋さんとか、いろいろあると思うんですけども、そこへ生

徒を出して職場体験をしたそうです。

その前は、学校に電話がかかってきて、何とかしてくれだとか、どんな指導をしているんだという電話、苦情が多かったんですけども、やっぱり生徒を外に出して、その地域の中でふれあいができると、電話がかかってきて、こうやって怒っておいたでなだとか、こう言っておいたでなど。だから、今までは学校にほっつけるというか、何とかしてくれという電話が、やっぱり学校と地域がふれあうことによって、何々しておいたでなというふうになってくると思うんですね。ですから、これからの道德教育というのは、学校間だけではなくて、やっぱり方針を立てて、理解を求めて、怒られて、改善してやっていくという姿を、システムをつくっていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に進みたいと思ひます。やっぱり時間がないですね。

昨年8月、朝日町で当時中学校3年生だった女子生徒の命を奪ひ起訴された、当時高校生だった生徒に卒業認定をいたしました。これについて、昨年度の教育警察常任委員会にて、卒業認定の取り消しを私も求めさせていただきますし、5月29日、殺害された御両親からも同様のお話がありました。新聞記事によりますと、御両親いわく、県教委から明確な返答がなかったということでございますが、県教委の明確な返答をお願ひしたいと思ひます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 卒業認定の考え方について御答弁申し上げます。

まず、昨年8月に発生しました朝日町における事件について、改めて亡くなられた寺輪博美さんに心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の御心情をお察しし、心よりお悔やみ申し上げます。事件当時、県立高等学校の生徒であった少年が逮捕、起訴されましたことは、私ども三重の教育に携わる者にとって痛恨の極みであります。

高等学校の卒業認定は、校長が平素の成績を評価して、所定の全教育課程を修了したと認める者に対して行うものとされています。そこで、本県のように、在学中に教育課程外において犯罪行為があったとしても、必要な全教

育課程を瑕疵なく修めていれば、卒業認定を行った判断の根拠に影響を与えるものではありませんので、校長が卒業の取り消しを行うことはできないと考えております。

御遺族の心中を推しはかり、また、三重の教育への影響も考えますと、非常に心苦しい限りです。しかしながら、卒業の取り消しについては、法的な解釈を十分に検討した上で、法を遵守した対応をしなければなりません。今後は、このような事件が二度と起こらないよう、命を大切にす教育、人としてのあり方、生き方を学ぶ道徳教育を一層充実させてまいります。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） 卒業認定の決め方、基準というのは、大まかに言うと二つありまして、74単位しっかりととると。それから、もう一つは、特別活動の目標に沿った形で、しっかりとその生徒がその目標を満たしているかということ、この2点でございます。その生徒については、74単位とられましたが、でも、特別活動の成果が、その目標から見て、満足できるものかということをお認めなければ、卒業認定をしたらあかんのですね。

しかも、特別活動の目標というのはどういう目標かといいますと、読みますけども、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員として」というような、ここからいろいろと続くわけでございますけども、これを見る限りにおいては、この生徒が特別活動の目標をきちっと満たしているのかということをお考えたときに、これは全然満たしていないというふうなことがわかるわけなんですけど、この条件を無視してというか、この条件に当てはまらないのにかかわらず、卒業認定の取り消しができないというのは、ちょっと理由としてわからないんですけども、もう一度教育長の答弁を願います。

○教育長（山口千代己） 卒業認定の考え方につきましては、学校教育法施行規則の第96条で、修了の認定の項目がございます。議員の言われましたように、74単位以上修得した者ということと、学習指導要領の定めるところということでございますので、その中に、特別活動の成果がその目標から見て満

足という項目もございます。

そんな中で、特別活動についてでございますけども、特別活動の成果というものは、あらかじめ定められた教育課程の中で学習したことによる成果と考えております。校外における不適切な行動をもって特別活動の成果を否定するものではないということで、学校外には及ばないということでございます。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 私はよくわからないんですけども、この学習指導要領の中に、特別活動の目標を満たしていなければ卒業認定を与えることができないんですね。私に聞こえるのは、一旦出したものは取り消せない、理由はわからないと、私が受ける印象なんですけれども。それは教育じゃなくて大人のこじつけだというふうに思うんですけども、もう一回、どうして取り消せないのかの理由を聞かせていただきたいと思います。

○教育長（山口千代己） まず、取り消しの申し立てそのものは、当事者によってなされるものであるということでございます。第三者がその者の卒業取り消しを求める申し入れについては、その手段、方法等を定める規則がなく、第三者がそのような申し入れを行うには、当事者適格に欠けることから法的には不可能なようでございます。したがって、卒業取り消しを行うことは不可能であろうと考えております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 申し出があった場合は取り消すことができるということ初めて聞いたんですけども、いずれにしても、悪いことをしても、ばれなかったら許されるということは、学校機関としてはやったらあかんことだと思うんですね。最近、いろんな地方自治体の知事だとか、あるいは音楽家の方だとか、いろんな方がみえますけれども、悪いことをして、ばれてやめられた方だとか、批判を浴びる方がたくさんみえますが、やっぱり学校機関

においては、悪いことをして、ばれなかったらいいんだということを学校で言うようなことはしてはならないのかなというふうに思っています。

新聞記事によると、きちっとした返答がなかったようでございます。私にする報告と、教育長の心情がもしかしたら違うかもしれませんけれども、教育長がじかに行かなくても、やっぱり学校側のほうから親御さんに対するきちっとした説明をしていただきたいなというふうに思っています。

次に、TOEFL教育でございます。

委員会等で、TOEFL教育の活用について何度か言わせていただきました。どちらかというと、学校教育、英語の中では、書いたり、読んだりというのが中心となるわけでございますが、TOEFLというのは、結構聞いたり、話したりする能力もバランスよく問うておる試験でございますし、また唯一、英検だとか、ほかの試験というのは、大学に留学するための試験になり得ないんですけれども、TOEFLのスコアをずっと持ち続けていると、それが海外の留学の試験の一部になるので、積極的に、できたら英語を熱心にやっている高校からでもTOEFL教育を進めていただきたいなと思うんですが、それについて、教育長、よろしくお願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 高校におけるTOEFLの活用についてお答え申し上げます。

現在、高等学校では、全ての教科科目におきまして、言語活動の充実を重視しており、とりわけ外国語科の英語においては、英語のコミュニケーション能力を高めるため、聞く、話す、読む、書くの4技能を総合的に育成するための統合的な指導を行っています。

このような中、文部科学省は平成25年12月に、外部検定試験を活用して生徒の英語力を検証するとともに、大学入試においても、4技能を測定可能な英検、TOEFL等の活用を普及、拡大することを示しました。さらに、平成30年度末までに、高校生が身につける英語力の指標の一つとしてTOEFLを新たに用いることといたしました。

TOEFLは、議員も紹介ございましたが、世界的に認知されており、海外の大学の入学資格となるなどメリットがある一方、他の英語検定試験と比較すると、受験料が高額であること、スコアの有効期限が2年しかないこと、そのため再受験が必要であることなどの課題もあります。

県教育委員会といたしましては、本年2月に策定いたしましたグローバル三重教育プランで、グローバル人材の育成に様々な手法を駆使して集中的な取組を行うこととしています。中でも、語学力については、国の英語力の指標である英検やTOEFLの受験を勧めてまいります。あわせてTOEICやGTECなど、各種検定試験のメリット、特徴、費用などについても保護者に情報提供してまいりたいと思います。

以上でございます。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番(津田健児) ありがとうございます。

英検だとか、TOEICだとか、いろんな試験がございます。一つ言えることは、そういうテストはTOEFLと違い、大学に留学するための試験でございません。先ほど、2年しかということでございますけれども、日本の大学は1回か2回ぐらいしか受けられないので、そういうことを考えると、TOEFLというのは年に3回か4回受けられると思うので、その2年間ためられるということも一つの利点ではないかなというふうに思います。

それから、いろんな試験がありますけれども、どうしてもやっぱり点数を上げるためには、先生もそのテクニックを教えがちなんでしょうかというふうに思いますが、TOEFLもそうだと思うんです。TOEFLの点数を上げるために、どうしても、その能力を上げるということよりも、テクニックを教えて点数を上げるというところに力を入れ始めたくてくるんですね。でも、TOEFLのというのは、やっぱり海外に留学するための試験でございますので、英語を一生懸命するところから入れていただくのがいいのかなと。これは要望にさせていただきたいと思います。

次に進みたいと思います。

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者、またの名を重度重複障がい児・者に対する対策についてでございます。

私たち現代社会は様々な障がいのある人がいます。一言で障がいといっても、そこには様々な状態の人がいますが、中でも、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者に対する行政サービスは、彼ら、彼女ら、または御家族の方からは、時としてほど遠いときがあります。医療的ケアというのは、吸たん、経管栄養、導尿、人工呼吸器などを指します。晩婚化、高齢化出産の時代の中で、医療の進歩、特に新生児集中治療室の進歩によって、以前は失われた命が救われる時代になってまいりました。

しかしながら、重い障がいを抱えたまま退院をして地域で生活することも多くなっています。医療的なケアを必要とする重症心身障害児・者がどれぐらいの数の存在であるかは、全県的な調査がないので把握しにくいんですが、例えば北勢地域にある肢体不自由児の特別支援学校では、小・中・高等部の全生徒数の約4分の1が医療的ケアの生徒でございます。

このような医療的ケアを必要とする子どもを持つ親は大変な介護をしています。そんな医療的ケアを必要とする障がい児や家族の生活には、社会からの支援が必要不可欠であることは言うまでもありません。現在、障がい児や家庭への支援は福祉サービスで一定保障されています。しかしながら、医療的ケアを必要とするより重い障がいを持つ子どもたちは、現在の福祉サービスだけでは対応困難なことがたくさんあります。レスパイトの機関がない、受け入れができる事業所が少ない、学校卒業後の進路が限定されるというような課題があります。この3点について、障がいの軽い人は福祉サービスで保障される部分も大きいですが、しかし、医療的ケアを必要とするようなより重い障がいのある人こそサービスを必要としているのにもかかわらず、実際はサービスが行き届かなくなっている現状を強く知っていただきたいと思えます。

まずは、レスパイトの大きな要素を占める短期入所、ショートステイでございます。これは前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、障

がい者のお子さんを施設や病院で一時的に預かる制度です。三重県では、医療的ケアを対応できる場所は、明和病院なでしこ、三重病院、鈴鹿病院、菰野厚生病院しかありません。さらに、鈴鹿病院、菰野厚生病院についても、医師が非常勤だったり、看護師等が重症心身障害児・者になれていないなどの理由から、ほとんど利用ができていないのが実情です。

福祉施設でも対応できる場所は非常に限られています。なぜ福祉施設ではできないのか。それは報酬単価が低過ぎるからでございます。病院に比べて、福祉型の短期入所事業は報酬単価が3分の1になっているので、施設が看護師を夜勤、配置することが難しくなります。家から遠く離れた病院よりも、家の近くで対応できる事業所があることが、親御さんが安心して子どもを預けることができます。

前回の一般質問でも、レスパイトのお話をさせていただきましたが、知事のほうから、課題解決のために急激な一步は難しいかもしれませんが、少しでも努力をしてみたいとの答弁もいただいておりますし、部長からも、関係者で構成される三重県障害者自立支援協議会におきまして、課題解決のために改善策について協議を進めてまいりますとの答弁をいただきました。

改善への努力はしていただいていることは知っておりますが、病院内にレスパイトを設置することは、医師や設備が不足していることや、決められた介護報酬では経費が賄えないことから、なかなか難しいのではないかと思います。

そこで、このような状況をよく考えていただき、三重県では、医療行為を必要とする重症心身障害児・者のためのレスパイトを病院内で設置していくのではなくて、福祉型の事業所に広く設置していただくことをお考えいただきたいと思います。他の都道府県では、東京都をはじめ、たくさんの自治体のほうで福祉型短期入所事業に対する補助を行っているようですので、御検討願います。

次に、入院中の付き添いを家族にかわって誰かができるようにしてほしいとのことです。

医療的ケアを必要とする人は、体調を崩して入院することがよくあります。そうすると、完全看護の病院でさえも、必ず家族付き添いを求められます。多くの場合は母親が付き添うこととなりますが、そうすると、母親は、家庭から離れて病院でほとんどの時間を過ごすこととなります。家での衣食住、子どもへの関係、家庭へのリズムが大幅に変わってしまいます。特に、幼い兄弟姉妹がいるとなおさらです。このように、医療的ケアを必要とする子どもが入院した場合に、誰かが母親にかわって付き添いができること、先ほど言ったような問題がある程度解消されると言っているでしょう。これは、福祉制度の中の地域生活支援事業、コミュニケーション事業という形で、これもたくさんの自治体で行われていますが、県の意見を賜りたいと思います。

次に、学校卒業後の進路についてでございます。

医療的ケアを必要とする人は、ほとんどが特別支援学校を卒業すると、生活介護事業所へ通っています。ただ、事業所としては、医療的ケアを対応するために看護師の配置が必要となります。看護師を配置するには人件費も高くなるわけです。

一方、医療的ケアを必要とする人は、先ほど言いましたように、体調を崩して事業所を休んだり、入院をして事業所に通えなくなります。そうすると、今の制度では、医療的ケアを必要とする人が事業所を休んでいる間は報酬が入りません。このような理由で、事業所が医療的ケアを必要とする人を敬遠しがちになるわけです。

中でも、人工呼吸器をつけている人は、県内のほとんどの事業所の受け入れができなくなっています。今年度、四日市市では、この問題を解決するために、四日市市指定生活介護事業者等医療的ケア推進事業補助金の制度をつくりました。これは、医療的ケアを必要とする人を受け入れる事業所に対して補助する制度です。よく頑張っていたと思います。そこで、三重県として、県内にこの動きが広まっていただくように、一緒になって補助をしていただくようお願いをしたいと思います。県の御意見を賜りたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 重症心身障害児・者への対応について3点御質問いただきました。

まず、1点目でございますけども、福祉型の短期入所事業所に重症心身障害児・者を受け入れるには、まずは事業所の職員が医療的ケアの技術を身につけることが必要です。そのため、県としましては、看護職員等を対象としたたんの吸引や、胃などに管を通して栄養を補給する経管栄養の研修を平成23年度から実施しておりまして、平成25年度には57名が受講いたしております。

なお、福祉型の短期入所事業の報酬単価が低いという御指摘もございましたが、これにつきましては、三重県だけではなく全国的な課題であることから、国に対し、報酬単価の増額や短期入所に対する補助制度の創設を提言していきたいと考えております。

次に、入院時にヘルパーの付き添いが可能となる仕組みづくりについてでございますが、本年3月に開催しました三重県障害者自立支援協議会におきましても、幾つかの市町からその必要性について意見が出されております。このため、県としましては、障がい者の自立した地域生活を支援する地域生活支援事業に対する財政措置について、地域の実情や利用者のニーズに応じた取組を行うことができるよう、本年5月に国への提言を行ったところです。今後は、この事業を活用した取組を進めることについて、市町と協議を行ってまいります。

3点目の、地域での受け入れについてでございますが、これは、県としても重要な課題であると認識しておりまして、今年度、三重大学の小児トータルケアセンターと協働で、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる事業所が必要とする支援や、行政に対する要望について調査を行うこととしております。今後は、この調査結果を踏まえるとともに、四日市市の取組も参考にしながら、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け入れを進めるための方策について検討を行ってまいります。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。

国へしっかりと提言していただきたいのと同時に、先ほど言いましたように、三重県で幾つかの医療的ケアを受ける事業所がたくさんありますけれども、その中の北勢に限って言うのであれば、レスパイトはほとんど対応し切れていないと。しかも、特別支援学校卒業後の進路でございますけれども、これも、事業所に通えないという人はいないそうでございますが、例えば、医療的ケアを必要とする重症心身障害者については、週1回だとか、医療的ケアを必要としない重症心身障害者は月から金まで行けるんですけども、必要とする方は1日だとか、2日だとか、そういう実情であります。

そういう実情というのはどういうことかといいますと、その他の時間は親御さんが面倒を見るわけでございます。これは部長も重々知っていただいていると思いますけれども、聞く限りにおいては、この重要性をしっかりと受けとめていますが、国へ提言しますだとか、検討するという段階でございます。非常に大きなテーマでございますので、やっぱり知事の判断が必要なのかなというふうに思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

時間がないので、次の質問をさせていただきたいと思います。

次に、生き物が豊かに生きる故郷の川づくりについてでございます。

私の生まれ育った四日市市にも多くの川がありますが、小さいころ遊んだ川、例えば近くに流れる天白川というのがあるんですけども、生き物がたくさんおりました。高度経済成長期に川の汚濁も進み、また、防災の観点からの河川整備が進んだこともあり、川の生き物は少なくなっていました。また、それとともに、人々が川の自然にふれあう機会も減っていき、私がよく遊んだ川、天白川では、魚釣りをしたり、遊んだりする子どもを見ることはなくなっていました。全国的にもそんな傾向であると思います。

河川の水質については、県や市による観測が続けられていますが、近年、工場排水の水質改善や浄化槽や下水道の普及もあり、川の水質は随分改善を

いたしてきました。また、河川整備においても、河川法が改正され、河川環境の整備と保全が目的の一つとして位置づけられて、県内河川の整備基本方針、整備計画には、自然環境への配慮事項が盛り込まれ、これまでに名張川、久米川などにおいて、生態系に配慮した川づくりの事業が行われたほか、自然環境に配慮した河川整備が各地で実施されてきています。

このように、各関係者の努力により、河川の環境は改善の傾向にあると考えますが、以前のような自然豊かな川の環境が取り戻されたかという点、必ずしもそうではないのではないか、そのように感じております。次世代の子どもたちに豊かな自然を引き継ぐことは我々大人の使命であり、川の環境も変わり、昔のような自然、豊かな多様な生物が生息する良好な自然環境を有する川を次世代に引き継ぐ必要がありますが、そこでお伺いします。

県内河川の水質改善のためのこれまでの県の取組状況をお聞きしたいと思います。また、水質だけではなく、生き物が豊かに生息する河川を取り戻すため、生き物を保全する、増やしていく観点から、今後、県はどのように取り組んでいくのか、また、類型指定はいつごろになるのか、教えていただきたいと思います。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 私のほうから、県内河川の水質環境の改善等の取組につきまして答弁させていただきます。

河川の水質改善のための取組といたしましては、昭和45年、工場、事業場の排水等を規制する水質汚濁防止法、これが制定されまして、その翌46年には、三重県公害防止条例を制定し、さらにこの翌年には、全国一律の排出基準より厳しい上乘せ基準を設けることによりまして、排水規制の強化を図ってまいりました。これによりまして、工場、事業場からの排水の水質が改善する一方、新たに課題となってまいりました生活排水、これにつきましては、市町と連携をして、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進ということで対策を進めてまいりました。

これらの取組によりまして、県内河川の水質につきましては改善傾向にご

ざいまして、環境基準の適合状況を見ますと、近年90%台で推移をしております。直近の平成24年度では93.5%でございました。

また、身近な川や環境問題への関心を高めることを目的にしまして、環境省及び国土交通省とともに、昭和59年から、全国水生生物調査に取り組んできております。この調査には、小・中学校を中心として、多くの団体に参加をしていただいております、子どもたちが、水環境の保全、これに対する意識を高める一助となっているというふうに考えております。

さらに、生活環境を構成する有用な水生生物等の生息生育環境、これの保全を目的といたしまして、平成15年に水質汚濁に係る環境基準についての告示、これが改正をされました。そして、新たに水生生物の保全に係る水質環境基準というのが定められましたので、県におきましても、これまで、県内25水系43の河川を対象に現地調査を行いまして、新たな環境基準の類型指定の作業を現在進めております。年度内の指定の完了を目指しておるという状況でございます。それから、類型指定後につきましては、データ等を利用してきちっと対応して、関係機関との連携も図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） いろんな浄化槽が整備されたり、下水道が整備されて、水の質というのはよくなってまいりました。でも、生き物にとって、その質が必ずしも最適かどうか、これはわからないところがありまして、そういう意味で、環境基準の改正がなされたところでございます。ですので、水質をよくするのが最終目的ではなくて、豊かな生き物が多く生きていく川へ戻って行って次世代につないでいくと、それが我々の使命でございますので、そういう意味で、これからモニタリング調査をして、生き物が余り増えないのであれば、その対策をまたさらに打っていただきたいと思います。

それから、要望にとどめておきますけれども、私のふるさとの天白川については、その類型指定から外れましたけれども、外れたからほっておくというこ

とでなくて、市のほうに移管されましたけれども、モニタリングについては市のほうへ強く要望していただきたいと思います。

リニアのパネルをちょっとやっていただきたいというふうに思っております。（パネルを示す）時間がないので簡単に言いますけれども、知事が筆頭になって、大阪同時開業だとか、ルートを奈良、三重にという運動を大きく活動として取り組んでいただいております。これからも続けていただきたいと思いますが、ただ、2027年に名古屋市まで開業するということは決まっておりますので、それについてその利点を三重県に引き込むような努力も同時にやっていただきたいなというふうに思っています。

愛知県から見ると、この三重県というのは特に忘れ去られがちなんですが、私は、名古屋に勤めておったときもありましたので、よく思うんですが、名古屋に行くと、名古屋駅に行くときは、烏森出口に出るか、あるいは、錦橋出口に出るか、どっちかなんですけれども、例えば、四日市から名古屋のほうに向けて環状線に入るときに、この車線を右へ渡っていくんですが、ここというのは結構事故も多いところですし、非常に危険なんです。

例えば、烏森インターで我々はおりるんですけれども、もっと近い黄金インターには我々はおりられないんです。名古屋の東からこうやって来る方については、黄金インターをおりて名古屋駅のほうに行けるんですが、鉄道も含めて、三重県からのアクセスについては、名古屋の方から見れば、そんなに関心が、どちらかという低いという状況でございますので、大阪同時開業も非常に大事なことでございますけれども、2027年開業がほぼ決まっておりますので、それらの対策についても頑張っていただきたいと思っております。

以上で終わります。（拍手）

休

憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続いたします。5番 彦坂公之議員。

〔5番 彦坂公之議員登壇・拍手〕

○5番（彦坂公之） 新政みえ、鈴鹿市選出の彦坂公之でございます。お許しをいただきましたので、質問させていただきます。

一般質問最終日ということで、皆さん大変お疲れなんだろうと思いますけども、午後のひととき、おつき合いのほど、よろしく願いいたします。

さて、本日から、FIFAワールドカップブラジル大会が開会いたしました。オープニングゲームはブラジル対クロアチアということで、3対1でブラジルが勝ったということでございました。実は、こんな私も、1974年、西ドイツワールドカップのときの西ドイツ代表、爆撃機と異名をとったゲルト・ミュラーに憧れてサッカーをずっとやってきました。一サポーターとして日本代表、ザックジャパンにぜひ頑張っていたきたいなと思いますし、本県出身の山口螢選手に期待するところ、予想によりますと先発で出られるという見込みでありますので、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

本県出身といいますと、実は、なでしこジャパンが、この5月にベトナムのほうで、アジアカップで見事優勝したわけでありますけども、来年のワールドカップに出られるということでありますから、その一員に浦和レッドダイヤモンズ・レディースの、鈴鹿市出身、後藤三知さんが招集されておまして、来年の女子ワールドカップもぜひ注目したいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず1点目、仕事と暮らしを守る政策についての質問をさせていただきます。

本年3月10日に、公益社団法人日本経済研究センターから、第40回中期経済予測概要、2011年から2025年における産業・地域別成長率予測が公表されました。何と実質産出額で、伸び率、年平均1.6%ということで、本県が1位だということでありました。このことにつきましては、今会議の冒頭、知事の提案説明の中で触れられておりましたし、成果レポートでも書き込まれておりました。また、これまで、いろんな開催されたイベントにおきましても、知事の挨拶の中でも折に触れて述べられておったというふうに記憶しております。

日本経済研究センターについて若干触れておきたいと思います。

この日本経済研究センターは、1958年、日本経済新聞社内に開設された経済研究所をもとに創設された、非営利の民間研究団体であります。短期の経済予測では、民間シンクタンク有数の水準と伺っておりますし、中期経済予測につきましては、大手企業の経営計画の基礎データとして活用されているということでもありますので、このセンターの予測を支持する企業は多いというふうに伺っております。したがって、今回発表されたデータは、かなり信頼性の高いものだというふうに思っています。

さて、今回の予測の主なポイントは、半導体・電子・電気機器や輸送機器など高い成長が見込まれる加工組み立て型製造業のウエートが大きい都道府県の成長が高くなるということでもあります。ちなみに、2位は愛知県、3位、石川県、4位、群馬県、5位、島根県ということでもあります。何とあのものづくり王国、愛知県に2ポイントの差をつけて1位でありますので、ある意味、三重県人として大変うれしく思うわけでもあります。

この地域別成長率予測の都道府県ランキングを見ますと、私どもが小学校時代に社会科で4大工業地帯というのを学びました。東京近郊の京浜工業地帯、自動車産業を中心とした中京工業地帯、電機の阪神工業地帯、そして、

鉄鋼の北九州工業地帯というふうに学んだわけでありますけれども、現在でも生産額の合計は100兆円を超えるということでありますので、日本全体の工業生産額の4割を占めるわけでありますので、日本の経済を牽引しているということはこれは間違いないんだろーと思いますけども、実は、この構図が、若干、中身を含めて変わりつつあるというふうな印象を受けるわけであります。

例えば、自動車の中京が、御案内のとおり航空産業、また、鉄鋼の北九州が自動車ですね。非常に韓国へのフェリーのアクセスがいいということで、トレーラーごと韓国と行き来をしているんな部品の調達等々を行っているということであります。新しい姿に変わりつつあるということです。

また、東日本大震災で企業が非常に供給責任というのを問われたわけでありますので、これを突きつけられたということで、企業の大移動が起こりつつあるということで、これまでの構図にかわり、新しい地域が伸びる、そういうことも予想されております。

これまで、県当局におかれましては、みえ県民力ビジョン「拓く」ということで、強みを生かした経済の躍動を実感できるためにということで、農林水産業、観光、そしてあの強靱な、多様な産業振興の計画を練り上げ、展開をされてこられました。特にみえ産業振興戦略をはじめ、ライフイノベーション特区や、中小企業や小規模事業者の技術力向上にターゲットを当ててブラッシュアップ支援などきめ細かな施策を打ち出されたことや、雇用経済部が中心になりまして、現場にこだわり、現場を歩いて、的を射た施策を打ってきた一つの成果なんだろうというふうに思いますし、評価したいというふうに思います。

加えまして、知事が、国内はもとより、世界の七つの海をまたにかけてトップセールスにいそんで汗をかいていただいたということで、企業誘致であったりだとか、いろんな国や企業との産業連携につなげていただいたということで評価したいし、これが成果につながっているんだろーと思います。

しかしながら、幾ら高い信頼性のある予測といえども、あくまでも予測は

予測であります。数字は数字として、それぞれ産業の根本的な自助努力と、プラス行政の後押し、これをきっちりやって成長軌道に乗せていくということが肝要なんだろうというふうに考えております。

知事も、この予測公表を受けまして、予測を現実のものと捉えて地域の経済を高めていくんだということで、みえ産業振興戦略のこれまでの取組と成果をきちっと検証して、来年度なんでしょうけども、改定するという発言がございました。期待するところでもありますけども、いま一度、この日本経済研究センターから公表された都道府県別成長率予測結果を受けての評価と今後の方針について知事にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員御指摘の都道府県別成長率予測、それから、今後の産業政策ということでありますが、この成長率予測において三重県が全国トップになったことにつきましては、平成24年7月に策定しましたみえ産業振興戦略をはじめ、三重県が長年にわたりこれまでとってきた産業政策の方向性が基本的には間違いがなかったのではないかと感じており、とても喜ばしく思っております。しかし、これは、とにもかくにも県内立地企業や経済団体など多くの皆様の努力のたまものでありまして、心から感謝しております。

この予測結果は、県内外はもとより、国内外からも高く評価を得ておりますので、この予測を現実のものとする事へのプレッシャーも感じつつ、身の引き締まる思いも同時にしております。この予測を現実のものとするための産業政策における特に重要なポイントを上げますと、三つあると考えております。

一つは、先ほど議員も触れていただきましたが、この予測の大きな要因が、輸送機械、半導体・電子・電気機器の成長期待でありましたので、この両者に石油化学を加えた3業種で三重県の製造品出荷額の約7割を占めますので、その三重県が強みを有するこれらの産業のさらなる高付加価値化と国際競争

力強化であります。

二つ目は、この三重県が強みを有する3業種のほかに、新たな稼ぎ頭といえますか、成長可能性の高い新たな産業の柱を構築するということです。

そして、三つ目は、地域経済全体を支える基盤である中小企業、小規模企業の底上げ及びさらなるレベルアップということでもあります。

少し具体的な方向性を順次申し上げますけれども、一つ目の3業種の関連では、県内製造品出荷額トップシェアである自動車関連でありますけれども、ホンダの鈴鹿製作所で取り組んでいただいているようなマザー工場化、こういうものを徹底的に支援していく。それから、全ての車種において、いつの時代も鍵となる軽量化や省エネ化などの自動車関連技術の高度化に対する支援、あるいは人材育成や技術継承あるいは技術展示会を通じた企業同士のマッチングによる双方のレベルアップなどに取り組んでいるところですが、さらに強力に進めてまいります。

半導体・電子・電気機器関連につきましては、自動車産業と同様に、マザー工場化の徹底的な支援に加えて、国際競争力強化のポイントであるコスト削減の観点から株式会社東芝などと規制の合理化を進めたところではありますが、国の産業競争力強化法におけるいわゆる企業版特区と言われる企業実証特例制度の認定第1号を受けるなど、結果として約30億円のコスト削減につながる操業環境の整備を行いました。このような事例の積み上げを引き続き行っていきたいと思っております。

石油化学関連につきましては、四日市コンビナート企業が有する高付加価値製品を生み出す技術を活用し、次世代コンビナートへの転換を図るため、生物由来を原料に高付加価値製品を生み出すバイオリファイナリーの研究に関連企業等と連携して取組を開始しているところであります。

次に、新たな産業の柱の構築としましては、成長可能性が高いと言われていた医薬品や医療・福祉機器産業などのヘルスケア産業、航空機産業に特に焦点を当てて進めてまいります。前者は、みえライフイノベーション総合特区において統合型データベースを活用した研究開発や実証のフィールドを提

供することで、新薬や新たな機器を創出する体制を整えつつあります。後者は、我が国初の国産小型ジェット旅客機MR Jの量産拠点の誘致に成功したことを契機に、特区を形成している中部地域全体で連携分担しながら、自動車の量産技術の活用等も視野に、三重県ならではの業種や企業の集積を図るべく取組を進めてまいります。

そして、中小企業、小規模企業の成長なくして地域の成長はあり得ません。そのレベルアップに向けて今回制定した条例を踏まえ、新製品や新技術の開発、企業連携体の構築、高付加価値化のための投資、人材育成などへの支援のための具体的な事業に取り組んでまいります。

これまで述べたもの以外でも、全てに共通する重要な要素として、積極的な国際展開やICT活用などもございますけれども、いずれにしましても、様々な分野に目配りをし、変化の激しい時代の潮流も敏感に捉え、また、その先さえも行くような気概を持ちながら、成長率予測全国トップの名に恥じない産業政策の展開を関係者の御協力のもと、全身全霊取り組んでまいります。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ありがとうございます。

三つの施策にターゲットを絞ってやっていくということで、非常に心強いと思いますし、きちっとそのことは期待したいなと思いますし、進めていただきたいなと思います。

本年3月に紀勢自動車道が開通し、おおむね三重県が南北高速道路でつながったということでありまして、平成30年には新名神とか東海環状などの道路が整備されていくということで、今までとは違った人の移動だとか、あと、物流機能が多分飛躍的に向上することが期待されるわけでありまして。三重県の質の高いすぐれた食だとか観光といった分野にも売り込むチャンスが加速してくるんだろうなというふうに考えております。

また、一方、ものづくりを取り巻く環境ということでありまして、ここ最近、ちょっと変化が起きつつあるなというふうに感じていまして、こ

れまでは、アジアを対象にした国内市場の縮小、そして、1ドル80円を切る超円高、逆境に次ぐ逆境で、ある意味、国内の工場というのは、なすすべもなく空洞化が進んできました。未来はないのかぐらいまで言われておったわけでありましてけれども、ここに来て、土俵際で薄日がちょっと差し込んでいくということを紹介したいと思っておりますけれども、ここ数年進んでおりました歴史的な円高が是正されたということ。そして、中国をはじめとする新興国のいろいろな人件費を含めたコストが非常に上がってきていて、アメリカなんかの分析によりますと、もう日本とそんなに遜色がないレベルまで来ているということで、新興国の優位性が、どちらかというとおじぎをしつつあるということでもありますので、ここへ来て、国内に生産を戻すというふうな動きがちらほら見えています。具体的に言いますと、カメラ、レンズ、元経団連会長の御手洗CEOのキヤノンだとか、あと、エアコンをつくっているダイキン、あれはもう国内に生産をシフトしつつあるということで、この動きは広がりつつあるんだろうというふうに思っています。この動きに対して、じゃ、県内はどう備えるかということでもあります。

先ほど、知事もおっしゃられたように、中小企業の基盤経営を確固たるものにするということと、もう一つは技術の高度化ですね。これをしていただいて、いざ鎌倉、日本へ戻ってきたときに、どうしてもものづくりというのは中小企業の技術力に頼らざるを得ない部分というのはたくさんございますので、この辺はやっぱりしっかりやって備えておくということでもあります。

みえ産業振興戦略、そして、知事もおっしゃられましたように中小企業・小規模企業振興条例をはじめ、本県の産業振興の方向性がきちっと示されたわけでもありますので、着実な事業展開、そして、何よりも184万県民力で、この都道府県別経済成長率が現実のものとなるように願うものであります。

続きまして、1点ちょっと暗い話でありますけれども、雇用と労働政策ということについて質問させていただきます。誰もが願う社会というのは、持続的安定成長を果たしながら県民の活力を維持するとともに、安心感が得られる社会でなければならぬだろうというふうに思っています。今、働く

者にとって大変心配な情報が飛び交っております。今国会に提出されています労働者派遣法改正や、あと、働いた時間に関係なく、成果に応じて賃金を払う新しい制度、いわゆる残業代ゼロの制度であります。

この新制度は、今月末に多分まとめられるであろう成長戦略に盛り込まれて、来年の労働基準法改正へ突き進むというふうなストーリーなんだろうと思いますけれども、そのほかにも、多様な正社員の普及拡大ということで、地域限定社員なんていうのも議論されております。

三重県議会におきましては、これらの労働法制改正議論に対して、去る3月に、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境整備を求める意見書を全会一致で可決したところであります。

また、一方、労働市場というふうに見てみますと、人手不足に業務量の増加が追い打ちをかけて、アルバイトが逃げ出すというんですかね、大手外食チェーンが相次いで営業時間の短縮や休業を迫られるといった多くの小売や外食産業を中心に非常に採用難が広がっていることや、労働市場の最大の問題というふうに言われています非正規労働者。労働者の約40%が非正規労働者で、かつ年収200万円未満の方が1000万人を超えるというふうに言われています。格差社会という社会問題にまで発展しているということでもあります。

深刻な人手不足に多くの企業が依存する非正規雇用から正社員に転換を発表する企業もちらほら出始めてはいるんですけども、その一方で、労働者を使い捨てにするというふうなことが疑われる企業の問題も顕在化しております。いわゆるブラック企業と言われるものであります。今回の質問は、このことにちょっとフォーカスして質問をさせていただきたいなと思います。

ブラック企業というのは、違法な長労働時間、過重労働で健康障害を起したり、賃金の不払いですね。それで、あと、相手の尊厳や人格を傷つける職場のパワーハラスメントが疑われるものであります。三重労働局におきましては、昨年9月を過重労働重点監督月間として、疑われる企業に対して重点監督を実施したというふうに向っております。

また、労働界のほうも、大変大きな問題だというふうに捉えて行動を起こしていただいております。連合三重では、昨年10月から本年2月まで、三重大学におきまして、1年生、2年生を対象に現場の生の声を届けて、働く意義であったり、そんなことを講義したというふうに伺っておりますし、何でも労働相談だとか、今週ですけれども、10日、11日には、ストップセクハラ、パワハラ、マタハラ、女性のための全国一斉相談なんかも実施されています。

経済成長というのは、働く者が、ゆとり、豊かさを実感できる環境の上に私は成り立つべきなんだろうというふうに思っています。この問題を放置することは許されないわけでありまして。これら傷んだ雇用というのは少子化等々にも非常に大きな影響を与えるということでありまして、官民を挙げて取り組む課題であるということ間違いのないというふうに思います。

三重県からこのような企業をなくすには、国の法律上の権限に基づく指導だとか処分に加えて、やっぱり働く者、使用者双方の理解促進だとか相談支援を推進する必要があるんじゃないかなと思っていまして、県の役割としても大変必要なんだろうなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか、この点質問させていただきます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 県では、労働者、使用者双方から、労働に関する様々な相談を受ける三重県労働相談室というのを設置しまして、昨年度は1324件の相談を受け付けています。

相談内容のうち、労働関係法令違反が疑われる相談というのは、賃金、時間外手当等の不払いに関するものが40件、過重労働に関するものが11件、即刻解雇とか退職勧奨に関するものが44件、それから、退職金不払いに関するものが32件となっております。

労働者側からの相談に対しましては、就業規則の確認など事実確認を行った上で、労働者が法律上とることができる措置というのを説明しますとともに、希望に応じまして、労働基準監督署をはじめ、法令の所管へつなぐことで労働者への支援を行っております。

一方、使用者側からのほうですが、使用者側からの相談の中には、法令に照らすと不適切な対応となる事例もございますために、法令遵守を促すとともに、就業規則の見直しや、それから、専門家である社会保険労務士等のところへ相談するようにアドバイスを行っております。

それから、また、県内の高校生が就職する前に労働法令に関する知識を学ぶということも大切だと考えておりますので、トラブルを未然に防ぐように働くルールブックというのを県内各高校に配布しまして、また、今年度からは、おしごと広場みえというところでもそのルールブックを活用しております。

今後も、労働者、使用者双方の相談事例を関係機関と共有しながら、労働契約法、労働基準法等の理解、周知を図りまして、労働法令違反の減少に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、さらに、中小企業、小規模企業には、従来から商工団体等が実施しております専門家派遣事業というのをやっておりましたが、今年6月に三重県産業支援センター内によろず相談支援拠点というのを設置しましたので、そこにおいても労務とか、あるいは経営等あらゆる相談に対応する体制を整えたところでございます。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 労働者保護の基本ルールは、全国一律の制度として労働基準法という法律がありますので、労働時間や賃金の労働条件を適正に確保されているかというのは、やっぱり国の機関である労働局があったりとか、労働基準監督署が企業に対する調査や監督指導を行うということは承知いたしておりますけども、答弁いただいておりますとおり、県民誰もが安心して働くことができるように、今後とも労働局あるいは関係機関と連携しながら、労働基準法あるいは男女雇用機会均等法、育児だとか介護救護法、本年改正されましたパート法なんかもありますので、法令の周知徹底ですね、こういったことをお願いしたいと思っておりますし、そしてまた、労働者側のいろんな相談

にも適切に乗っていただいておりますけれども、また引き続きお願いしたいなと思います。

それともう1点、安全衛生の観点から、例えば不幸にして業務災害なんかを起こしたときにも、やっぱり適切にきちっと対処できるような周知徹底、啓発をお願いしたいなと思います。

また、社会的機運を高めるということで、強化月間等々を設定して、より発信力の強い取組もあわせてお願いをしておきたいと思います。

続きまして、モータースポーツ振興について質問をさせていただきます。

今年12月、私が住む鈴鹿市は、モータースポーツ都市宣言10周年を迎えるわけであります。この宣言は、鈴鹿が、国内はもとより、広く世界の人々にモータースポーツのまちとして、自然や文化とともに、そして、躍動感あるモータースポーツを愛することによって、生き生きとした夢や未来を語ることのできるまちをつくらうということで宣言されました。

そこで、一つフリップをごらんください。（パネルを示す）二つのモータースポーツのイベントの歴代観客動員数です。

まず、F1グランプリ。非常に小さくて見にくいですが、これだけの人が集まるということで、実は1980年代からなんかは、音速の貴公子アイルトン・セナ、伝説のドライバーがこの辺で活躍したことでありますし、2006年には36万1000人集まっておりますけれども、これが、鈴鹿で多分これが最後じゃないかなというふうに言われたレースでありました。2年間は富士スピードウェイで開催されたということで、ここちょっと最近は、観客動員数は減っているということでありますけれども、それにしても、累計で719万3000人集まっているということであります。

続いて、8時間耐久レースをお願いいたします。これは、実は大変歴史のあるグランプリでありまして、36回であります。総動員数は御案内のとおりでありますし、一番右に、開催日数ということで、上のほうが2日で、いろいろ数字が並んでいるわけですが、以前は、非常にオートバイが人気のあったころは、8耐ウィークということで、これは10日間ぐらい鈴鹿のほう

でやっていたわけでありまして。ここ最近では、ちょっとやっぱり若者のバイク離れということで、知事も昨年、BIKE LOVE FORUMに出ただいて、その原因等々は深く一緒に勉強したと思いますけど、また今年は浜松市のほうで行われますので、もしスケジュールが合えばぜひ参加していただきたいなと思います。

それと、これが、ちょっと古いんですけども、2006年のF1グランプリ開催に伴う経済効果の推計ということで、鈴鹿市の産業振興部なんですけども、実はこれ、百五経済研究所のほうに解析を委託してやったことであります。直接効果というのは、これは観客の方であったりだとかF1チームが落とす、使うお金。1次間接効果というのは、例えば、具体的に言うと、間接的なものですね、弁当を買ったときに多分おしぼりもつけたりするので、そういったお金でありますし、消費内生間接効果というのは、そのF1によって新たに雇用が生まれます。例えばバイトであったりだとか、その方々が収入を得た額で消費するというのがこれに当たるわけでありまして、国内に292億円強の経済効果があるというふうに分析されていますし、そのうち三重県には119億円であります。ありがとうございました。

紹介したとおり、鈴鹿市では、モータースポーツのビッグイベントのときには人口が倍になるというふうに昔から言われておりました、特にF1は、オリンピック、今スタートしたFIFAワールドカップと並ぶ世界的なイベントでもあるというふうに言われています。開催地が決まると、5年間その地でやるということでありますので、単純な比較はできないですけども、オリンピックやワールドカップというのは続けてやることはないわけでありまして、そこは異なる点であります。このF1にいろんなことにかかわっていただいておりますけども、中でも2009年に、鈴鹿F1グランプリ地域活性化協議会、ここに三重県も観光・国際局、そして鈴鹿地域防災総合事務所であったりだとか、鈴鹿建設事務所、鈴鹿警察署にも参加いただいております。また、3月に開催されますモータースポーツファン感謝デーというのがあるんですけども、これにも協力いただいております、鈴鹿市民として感謝す

るところであります。観光の一つというふうに捉えがちなんですけども、実はモータースポーツというのは、ただ単なる観光的な側面だけではなくて、走る実験室というふうに言われておりますので、産業振興の観点からも大変重要な位置づけであります。鈴鹿市内には、2輪、4輪を含めたいろんなレース車のパーツをつくる会社が非常に多くございまして、この辺のそういった技術を使って、新しい製品を生み出すなんていうことも今大変起こりつつあります。県にもいろいろかかわっていただいておりますけども、もうちょっとそれをインパクトの強い、モータースポーツへの認識が私なんかが見ていると非常にわかりにくいということがございますので、ぜひここで一度モータースポーツへの認識について県当局の見解を伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） それでは、モータースポーツについての県の認識というようなことでお答えをさせていただきたいと思っております。

鈴鹿サーキットは、日本はもちろん、世界を代表するモータースポーツの聖地であり、モータースポーツファン憧れの地でございます。また、年間およそ200万人の集客を誇る国内有数のテーマパークでもあります。

議員の御所見にございましたが、2018年までは鈴鹿サーキットでのF1日本グランプリ開催が決まっております。さらに、2015年からは、ホンダが再びF1に参戦することになりました。これを機会にF1への関心がさらに高まり、来訪者が増加することが期待をされております。

また、モータースポーツは海外においても人気が高いことから、知事の海外ミッションにおきましては、F1日本グランプリをはじめとするモータースポーツを売り込むとともに、香港メディアの取材あるいは台湾やブラジルからの訪問団視察など海外からの視察を積極的に受け入れておるところでございます。特に2015年には、台湾高雄市に鈴鹿サーキットの名を冠したショッピングモールとアミューズメントエリアを併設した複合施設鈴鹿サーキットパークの開業も予定をされております。

こういった状況もございますので、県としては、鈴鹿の地がモータースポーツの聖地として国内外のファンの皆様から愛され続けることが三重県観光の振興においても大変重要であるというふうに認識しております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ありがとうございます。実は、官公庁のほうも、F1を核とするインバウンド戦略を展開するというので、平成22年以降ということでちょっと遅いなという気はせんでもないですけども、今かかわっていただいておりますし、局長がおっしゃられたように、F1でいうと、この地球上で今年は19回しか行われないうことで、それが我が三重県にあるというのでございますので、ぜひおっしゃっていただいたことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、モータースポーツイベントにおける県のかかわりについてでありますけども、先ほどフリップで見ていただいたとおり、F1日本グランプリ、8時間耐久レースには、国内外からあれだけの観戦客があるわけありますので、三重県をPRする絶好の舞台でもあるというふうに考えております。言いかえれば、上手に利用しちゃうんじゃないかということでもあります。F1日本グランプリの活性化協議会のおもてなし部会の地域振興ということで、三重県も観光物産ブースを設置されてPRしているんだろうというふうに思ひます。

さらに踏み込んで、今鈴鹿市なんかは、F1日本グランプリの鈴鹿市民応援席なるものを設置して盛り上げていこうということでもあります。あわせて、活性化協議会が実施するいろんな取組があるんですけども、こういったところにも財政支援を含めてもう少し積極的にかかわっていただきたいなというふうに考えておりますけども、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） モータースポーツの場を三重県のPRをする場として積極的に活用すべきというような御質問かと思ひます。

鈴鹿サーキットでは、F1や8耐に加えまして、世界ツーリングカー選手権やアジアロードレース選手権など年間を通じましてモータースポーツの世界的な大会が数多く開催されております。これらの大会につきましては、知事の大会特別名誉総裁への就任や公式プログラムへの挨拶掲載、県の後援名義などによりモータースポーツイベントを支援しているところでございます。

特にF1につきましては、知事が表彰式でのプレゼンターを務めるほか、大会の位置づけを高める国土交通大臣の出席を鈴鹿市等関係者と連携して働きかけをしております。また、国や鈴鹿市、鈴鹿商工会議所などで構成いたします、議員のほうからも御説明がございましたけれども、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会におきまして県としても参画し、おもてなし部会のメンバーとして、三重県観光連盟とともにF1観戦者に県内宿泊施設の紹介を行うF1サポート宿泊施設の取組を実施しております。

また、F1や8耐のイベント会場におきましても、県のブースを設置し、観光PRを行っております。具体的には、観光連盟とともに県内各地の観光スポットを紹介するとともに、観光キャンペーンのパスポートに8耐とF1会場限定の特別なスタンプを押印するなどし、発給をしております。会場では、県とともに鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会に所属する5市1町が観光PRを行うとともに、伊賀上野観光協会も、忍者をテーマに手裏剣投げ体験コーナーや観光PRブースを設置しております。

さらに、8耐を盛り上げるために、鈴鹿商工会議所青年部が開催するバイクであいたいパレード、あるいは3月のモータースポーツファン感謝デーなど機会を捉えて県も観光PRブースを出展し、PRを実施しているところでございます。

今後も、三重県観光をPRする場としてモータースポーツイベント会場等を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ぜひいろんなモータースポーツイベントをうまく使って

PRする場に使っていただきたいなというふうに思います。

先ほどから再三申し上げますように、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会ですけれども、これの構成団体を見ますと、三重県のいろんな組織をはじめ、近隣の亀山市、津市、四日市市、桑名市、菟野町とまさに北勢地区総がかりで御参加いただいております。そのほか、公益社団法人三重県観光連盟だったりとか、鉄道事業者、あるいは旅館業組合、様々な団体に参加していただいておりますし、また、交流ということでは、8時間耐久レースの折には伊賀上野観光協会と滋賀県甲賀市の観光協会が合同で、8耐のチームにチーム忍者というのがあるんですけども、それをこぞって応援しようぜということたくさん来ていただいておりますので、そこでのいろんな交流もしていただいているということでもあります。こんなことを勘案しますと、ぜひモータースポーツを三重県観光キャンペーンの中のだ真ん中とは言いませんけれども、ややセンター方向に置いていただきたいな、これは要望にしておきますけれども、お願いしたいなというふうに思います。

それともう一つ、昨年オープンした三重テラスですね。これは使わない手はないということで、ぜひモータースポーツのイベントの前にはPR、そして、そのイベントのときにいろんなビューイングなんかも考えられると思いますけれども、ぜひ積極的なPRを提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） キャンペーンの中でのモータースポーツあるいは三重テラスでのモータースポーツの情報発信というようなことで御質問があったかと思います。

「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」のロゴマークには、鈴鹿サーキットをイメージしたチェッカーフラッグをデザインしているところです。ど真ん中ということではございませんが、そういった意味で、「実はそれ」の中に入れさせていただいております。

オフィシャルガイドブックやエリアパンフレット、観光三重などで三重県

を代表するモータースポーツ施設として情報発信に努めているところでございます。

さらに、セントレア国内線到着コース、コンコースといったところでも、三重県観光キャンペーンの一環としまして、鈴鹿市等とともに連携しF1の写真パネルを展示するなど、昨年に続き本年もそういったPRを行うこととして調整をしているところでございます。

また、特に首都圏等大都市圏におきまして、今年1月にはメディアを対象に東京日本橋で開催した三重県観光交流会で鈴鹿市及び鈴鹿サーキットに御参加をいただいたほか、埼玉県の越谷レイクタウンやイオンモールナゴヤドーム前店で開催した三重県フェアでは、レースのマシン展示やグッズの販売等によりモータースポーツをPRしているところでございます。

また、御所見がございました三重テラスにおきましても、明日14日から17日まで、SUZUKAから始まるモータースポーツ・アート展ということで開催をさせていただきますし、7月27日の鈴鹿8時間耐久ロードレースにあわせまして、パブリックビューイングや著名人によるトークショーなどを開催することとしておりまして、モータースポーツのPRを積極的に行うこととしております。

今後とも、鈴鹿市など地元と連携しながら、三重県観光キャンペーンや三重テラス等を活用し、首都圏等大都市圏において、モータースポーツをテーマとして積極的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ぜひ今答弁にあったような内容でお願いしたいと思いません。

それともう1点、実はF1のチケットというのは非常に高額でございます、なかなか行けない人もたくさんいるわけでありまして。以前まで、フジテレビのほうで地上波で放送していて、いながらにして見られたわけでありまして、今はこれがもうなくなってしまったということで、ぜひ地上波の放

送も、何かの折がありましたら、ぜひ、金のかかる話なので難しい部分がたくさんあるんだろうと思いますけども、よろしくお願ひしたいなと思います。

続きまして、競技スポーツについて質問をさせていただきます。

まず1点目、トップアスリートの県内への定着についてであります。

これまでの競技スポーツというのは学校と企業、いわゆる実業団というふうと呼ばれていましたけど、これが日本のアマチュアスポーツを牽引してきたというふうに言っても過言ではないんだろうというふうに思っています。行政によるスポーツ施設というのがなかなか整備が進まない中、スポーツ施設も企業が用意して選手の待遇を保証したところに選手が集まって、企業もスポーツを通して従業員の士気高揚、もちろん企業の宣伝を目的にしてやってきたわけでありまして。また、地域貢献ということでは、企業が持つスポーツ施設を地域住民の方々に開放して、いろんな冠をつけた大会などもやってきたわけでありましてけども、ここ近年、企業のスポーツからの撤退が相次いでおります。先日も、バレーボールのVリーグの強豪でありましたパイオニアが廃部するという事で大きく報道されておりましたけども、ある調査によりますと、平成に入りますと、実業団のチームが次々と消滅して、1991年から2000年までの10年間で廃部した実業団のチームというのは実に149チームであります。野球がその半分ということであります。残す場合も、チームスポーツから、どちらかという個人競技なんですね。例えば野球やらサッカーやらバスケットボールやらバレーボールじゃなくて、個人種目、例えばミキハウスの卓球なんかいい例なんだろうと思いますけど、個人のスポーツ選手を支援するというふうにしフトしてきています。

県においては、競技力向上対策本部を組織して、また、対策方針を立てて、各競技団体の県内トップレベルの青年、高校選手の強化支援策、そして、小・中学校、ジュニアの育成強化策、あるいは高校運動部の指定校、これは15校、21のクラブということでありましてけども、あと、大学、企業、そしてクラブチームへの支援ということでもやっております。加えて、先日は、三重から発信！未来のトップアスリート応援募金ということで取組をスタートし

たということであります。

大学生や高校生、中学生を、東京オリンピックもその前にあるわけであり
ます。ほとんどのアスリートは多分東京オリンピックを目指してみんな頑
張っていると思いますけど、その翌年に開かれます平成33年の国体開催時
には、どこかの企業に就職して競技を続けなきゃいけないですね、いつまでも
高校生でいるわけではありませんので。そういうことでもありますので、この
ことについては、5月30日に三重県体育協会のほうからも要望項目の一つに
上がっているというふうに思います。今、ジュニアの発掘、ジュニアの育成
ということを一生懸命やっておりますけども、優秀な指導者を含めて、どう
やってトップアスリート、高校、大学で、中学生ぐらいでも、多分国体のと
きは高等学校を上げて就職するケースがありますので対象になってくると
思いますけども、その優秀な選手をいかに県内に定着させるかということが
大きなポイントになってくるんだろうと思います。今後、トップアスリート
の県内定着に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） トップアスリートの県内への定
着につきまして御答弁いたします。

本県の中学生、高校生におきましては、これまで、全国大会等で入賞する
など全国的なレベルで活躍している選手がいるものの、高等学校卒業後に他
県の企業に就職したり、あるいは他県の大学へ進学し、国内トップレベルに
成長した選手が本県に戻ってきていない状況がございます。こうした要因の
一つに、県内で選手として活躍ができる企業チームやクラブチームが少ない
ことが考えられます。

こうした課題を克服するため、平成33年の国民体育大会に向けまして、昨
年5月、三重県競技力向上対策本部を設置し、企業等連絡調整専門委員会を
設けたところでございます。この委員会に参画をいただいております委員の
方々からは、各企業に向けて平成33年の国体開催の周知を行うことや、県の

商工団体を通じ、企業等に対しまして指導者や選手の雇用について協力を得ていく必要があるなどの御意見をいただいたところでございます。こうした意見を受けまして、県内の商工団体の総会等におきまして、指導者や選手の雇用に関するお願いを行っているところでございます。

今後は、トップアスリートが県内に定着できるよう、指導者や選手の受け入れ等につきまして、先催県の取組も参考にしながら、三重県体育協会や関係する協議団体とともに、県内の企業や事業者等に対しまして雇用が図られるよう取組を進めてまいりたいと思っております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 経済状況だったり、先ほど申し上げていますように、企業のスポーツへの捉え方が大きく変化する、非常に難しい課題なんだろうと思いますけれども、ぜひ関係団体へ働きかけて期待をしていただきたいと思えます。

この6月6日から8日まで、福島県で日本陸上競技選手権大会が開かれておりまして、本県出身の選手が7種目で10選手の方が実は決勝まで残っておられまして、非常にうれしく思いますし、ここへ来て、三重県出身、ひいき目もあるかわからんですけども、プロだとかアマチュアでも大変活躍されておる方々が多いので大変期待をしておりますし、また、そういった方々、学生の方々、ぜひ三重県に残っていただければと期待するところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地域スポーツへの支援について質問させていただきます。

クラブチームにつきましては、昨年度から新たに強化指定を行って一定の成果を上げているんだろうというふうに評価しております。しかし、クラブの運営には、監督、コーチを含めたスタッフであるとか、選手の雇用だとか遠征だとか、細かい話ですけどもウエアまで、本当に相当なお金が必要なわけでありまして。練習環境も非常に厳しいところもあるというふうに伺っております。企業スポーツが縮小する中、どうしてもクラブチームの活性化というのは必要不可欠でありますし、レベルを上げてもらわなきゃいけないとい

うことでありますし、オリンピック、国体と言っていますけれども、その後のスポーツを利用したまちづくりだとか、普及推進にも大きな役割を果たしていただけるというふうに思っておりますので、厳しい環境の中、地域で本当に頑張っているクラブチームの方々への支援策について、もうちょっとやってもいいんじゃないかなということも考えておりますので、支援策についてお願いいたします。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 地域スポーツクラブへの支援につきまして御答弁いたします。

本県では、女子サッカー競技の伊賀フットボールクラブくノーや女子ハンドボール競技の三重バイオレットアイリスといった国内のトップリーグに参戦しているチームに加えまして、トップリーグを目指しているチームなど多くのクラブチームが活動しております。そのような中、国内のトップリーグに参戦しておりますチームでは、選手の確保、県外遠征等の強化活動に必要な経費の捻出、練習会場の確保等の課題を抱えており、解決に向けた取組を進める必要があると認識しております。

こうした課題がある中、競技力向上対策本部では、大学運動部、企業、クラブチーム強化指定事業によりまして、旅費、宿泊費、施設利用等の活動経費に対しまして助成をするなど強化活動の支援を進めているところでございます。

また、今後、クラブチームの充実を一層図るために、それぞれのチームが持つ個別の課題を把握し、解決に向けた検討を三重県体育協会等の関係団体と連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ぜひ強力な支援をお願いしたいと思えます。

最後に、未普及競技への対応ということで、国体に向けてということでもありますけれども、未普及競技とは、県内にチームがなかったり、競技人口が極端に少ない競技でありますけれども、スポーツ推進局に伺ったところ、今度の

国体には全てエントリーするというございますので、これらの競技への対応というの喫緊の課題なんだろうと思います。国体ともなりますと、それぐらいのレベルに上げておかないと、いわゆるミスマッチが起こって大変みっともないことになります。町内の球技大会なら寄せ集めでもいいんでしょうけども、そういうわけにはいかないわけでありますので、今後、国体まで時間があるようではなかなかないと思っていますので、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 未普及競技の育成強化につきまして御答弁いたします。

本県の競技スポーツの状況は、東海ブロック大会を含む国民体育大会におきまして、ホッケー競技のように過去10年間に一度も出場ができていない競技団体や、競技人口が少なく、大会への出場が今後困難になることが予想をされます競技団体があります。このような競技があることから、ジュニア選手につきましては、県内におけるスポーツイベントで、子どもたちを対象としたホッケーやウエイトリフティング競技の体験会を開催いたしました。あわせてジュニア選手発掘事業を実施し、飛込、ボート、ヨット競技等におきましてジュニア選手の発掘に努め、将来にわたり計画的に選手を確保できるように取組を進めているところでございます。

こうした取組に加えて、さらに競技団体と連携を図り、成年選手において競技経験のある選手を掘り起こし、競技人口の拡充を進めるとともに、新たなクラブチームの結成に向け、選手や指導者の受け入れを関係団体と連携をし、より一層進めてまいります。

また、あわせて、このような競技団体の強化活動につきましては、指導の充実を図ることが必要であることから、本年度から、新たに特別コーチ派遣等の支援を行ってまいります。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

先日、知事が、小林議員の質問に対して、国体の成績がいまいちなという話をされておりましたけども、昭和50年、第30回三重国体のときですけども、7年前の数字が43位、5年前40位、4年前45位ということで、なぜか開催年には1位にジャンプアップしたということで、まだ時間があります。よろしくお願いします。（拍手）

○副議長（奥野英介） 31番 館 直人議員。

〔31番 館 直人議員登壇・拍手〕

○31番（館 直人） 失礼をいたします。三重郡選挙区より選出をいただいております館直人でございます。

奥野副議長のお許しをいただきまして、早速質問させていただきたいなど、このように思うんですけども、今日はどなたも、3人とも触れなかったなと思うんですが、今日は13日の金曜日でございます。質問も今日が最終日でありまして、私がなぜか13番目のラストバッターということでございまして不吉な予感がしているんですけども、そんな悪いことがあると、これまでの12名の方々に御迷惑がかかりますので、一生懸命、事故のないようにやりたいと思います。それには、やはり、知事はじめ答弁をいただく方々、質問の内容はともかく、私が申し上げるその趣旨に沿っていただいて、簡潔明瞭に御答弁をいただければうまくいくかなと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一つ目は、スポーツによる元気な三重づくりということで質問をさせていただきます。

今回は、まず、知事に、どのような思いを持って、また、思いを込めて、この三重県スポーツ推進条例（仮称）の制定を目指すのか、そのお伺いをさせていただきたいというふうに思うんですけども、ちょっとその前に済ませません。これをお願いいたします。

（パネルを示す）実はこれは、平成23年8月に施行されましたスポーツ基本法の構成ということでございます。昭和36年、1961年でございますから、

前回の東京オリンピックの3年前になりますけれども、そのときに制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきた、このように言われているところであります。そして、制定から50年が経過をいたしまして、スポーツは広く国民に浸透をし、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長でありますとか競技技術の向上、そしてプロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツをめぐる状況は大きく変化をしてきているところであります。こうした状況を踏まえまして、スポーツの推進のための基本的な法律としてこのスポーツ振興法というのがあったんですが、それを50年ぶりに全面改正し、このスポーツ基本法が成立、施行されたという流れでございます。

この基本法におきましては、スポーツ界における透明性、そして、公平公正性の向上の要請ということや、障がい者スポーツの発展、国際化の進展等スポーツを取り巻く近代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念が示されますとともに、文部科学大臣がスポーツ基本計画を定めることとされているところであります。そして、その基本計画は、基本法が施行されました平成24年3月に策定をされたところであります。

まさに私たちはスポーツに親しみ、そして、かかわることによりまして、人間としての本源的な欲求の充足を図るとともに、爽快感であったり達成感、他者との連携などなど精神的な充足も図り、さらに体力の向上とストレスの発散、そして、生活習慣病の予防など心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ることがあるわけであります。また、スポーツには、夢や感動や勇気を、このようなことを与える活力のある健全な社会の形成にも大きく貢献をするものでございます。このようなスポーツの持つ大きな力を考えますと、まさにスポーツは無限の可能性を秘めている、このように思いますし、そして、すばらしい効果があると改めて確信もするところであります。

昨年の6月定例会議のこの場において、私は、スポーツの捉え方について知事にもお話をさせていただいたと思います。スポーツをする人から捉えるのではなくて、四つ申し上げましたけれども、一つは、人と人との交流と

か地域と地域との交流、二つ目は、地域の一体感や地域の活力の醸成、三つ目は、地域経済発展への寄与、そして、四つ目が、高齢化社会における心身両面にわたる健康の保持増進という観点だと、このように申し上げたところであります。そのことによってスポーツ政策、施策を総合的に振興、推進をする太い背骨となる条例の制定を提案させていただきました。これに対し、知事のほうからは、今後、有識者の御意見を伺うとともに、他県の状況を調査し検討するのだと、このように御答弁もいただいたところであります。

また、その後、スポーツを取り巻く状況も大きな変化がありました。その一つ目は、昨年9月のあのI O C総会であります。2020年、平成32年ですので三重国体の前年であります、東京でオリンピックとパラリンピックの開催が決定した。まさに日本中が歓喜したことも記憶に新しいところであります。そして、二つ目が、先ほど彦坂議員からもありましたけれども、昨日からブラジルでサッカーのワールドカップが開催された。世界中のサッカーファンのみならず、多くのスポーツファンの関心が集まっている、このように思いましたし、そして、そこには、本県から山口螢選手が日本代表の選手として出ておられまして、その活躍にも大きな期待が寄せられているところであります。

このように、スポーツを取り巻く環境や状況も刻々と変化をする中、条例の制定に向けて鋭意取り組んでいただいていることと、このようには認識しているところでありますけれども、知事にお伺いしたいのは、これから三重県スポーツ推進条例（仮称）の中間案が示されることとなるところでありますけれども、制定を目指す条例にはまさに魂、魂を注入しなければならない、そのことが必要不可欠なことと、このように思います。条例制定に向けての知事の思い、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県スポーツ推進条例（仮称）の制定に向けた思いと考えということでございます。

まずもって、議員が昨年の一般質問におきまして、この条例制定に向けた

検討を後押ししていただいたことには大変ありがたく、その点感謝申し上げますとところであります。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同生、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成や人格の形成にも大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与するものです。

また、県民意識調査によると、幸福度を判断するのに重視する項目として家族関係の割合が高くなっているところですが、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化や産業の振興等に貢献するものです。さらには、競技大会などでスポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与えるものです。平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においても、こうしたスポーツの持つ多面的な価値が示されています。私は、このようなスポーツの価値をしっかりと、改めて県民みんなで共有するということが重要であると強く思っております。

また、本県においては、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年に国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催が予定され、さらに、その前年の平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されています。こうしたビッグイベントが続くことは、本県のスポーツ推進の大きなチャンスであり、これを契機に、一過性ではない、スポーツによる人づくり、地域づくりの取組を進めていく必要があると思っております。

私としましては、これらの思いを背景に、まずはスポーツは人生を豊かにするもの、スポーツ・フォー・ハピネスと捉え、スポーツによる幸福実感の向上をコンセプトに条例を制定したいと考えております。そのための取組を進めるため、県民の皆さんに広く協力を求める規定を設けていくなど、アクティブ・シチズンとしての県民の皆さんの自主的、主体的な参画を促進していきたいと考えております。さらに、スポーツを通して地域の活性化につなげ、県民力を結集した元気な三重を目指していきたいと考えております。

今後、県議会をはじめ県民の皆さんの御意見を伺いながら、よりよい条例案を提案できるようしっかりと取り組んでまいります。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） どうも知事らしい答弁であったなというふうに思いますし、私も、これからその条例の中身とか内容についての議論があると思いますけれども、今、知事の答弁を受けて、また内容も精査させていただきながら議論を重ねていきたいと、このように思います。まさに、どうぞこれからも一生懸命、全力で取り組んでいただきたいし、私どものほうも魂を込めて議論を重ねていきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう1点、知事にお伺いをさせていただきます。先月の5月30日に、三重県体育協会から、第76回国民体育大会に関する要望書が、これでありまして（現物を示す）、提出をされたというふうにお聞きしております。その中に、私も以前質問をさせていただいて提案をさせていただきましたスポーツ施設の整備、殊に市町等が整備する施設に対しての支援方策の検討の要望というのもあったというふうにお聞きをし、これを受けて、知事は、市町の施設整備に対する財政的に支援する制度を検討しているんだというようなお答えをなされたというふうにもお聞きしました。このことについての、これまでの経過も含めて、状況等について知事の考え、思いをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 市町が行うスポーツ施設の整備に対する財政的支援ということではありますが、国体の競技施設につきましては、既存の施設を修繕していくという原則のもと、国体の施設基準に合致したものから順次選定していきまして、現在、第2次選定までで15市町の25競技、残り16競技ありますけれども、が選定されたところです。

開催6年前の平成27年度、来年度になります。来年度には中央競技団体が視察に来て、そのときには各施設がこういう施設改修計画だという、その概要を示さなければなりません。そこで示したもので指摘をされたら修正を

するということになるわけですが、そういう意味では、会場地が未選定の競技の中には、一定の施設整備を前提とするものもあります。国体開催を理由に市町にこのような整備を求めるのは大変負担が大きく、先催県においてもそれぞれ一定の条件のもとに財政支援制度を設けているところであり

ます。

このようなことから、本県でも支援制度を検討しているところでありまして、各先催県の補助要項を調査しまして、補助率とか対象経費、あるいは本県に当てはめた場合の対象範囲、支援割合、そういうことを議論しているところでもあります。

いずれにしましても、その中央競技団体の正規視察に備える、それから、第3次選定以降の市町の取組を促す、そういうような意味からも早期に本県の支援制度のあり方について提示をしていきたいと、そのように考えているところでもあります。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 知事の思われる思い、私も一緒であります。しかしながら、それは、例えばインターハイ、国体が目前の対応かなというふうな思いがします。ですから、これから進めていく、もっと先を見ながらやっていかなければ問題は解決しないだろうというふうに思います。施設整備に多額の事業費を要するという事は、先送りをしてきているのが今の大きな問題じゃないのかな。基準が適合しなければそのときに対応すること、一つ一つ積み重ねてこれば、これほど今のような状況にはなっていないし、例えばJリーグ、プロ野球についてもそうですけれども、公式戦ができないような状況、このこともそちら辺にも要因があるのかな。その面については、例えばアクセスの条件とか総合的に判断を県がして、適切な場所はここなんだ、それに向かってやろうというふうなことがなければ、今、そんなのやったら、Jリーグ、プロ野球をやろうなんて、すっとはできないのはよくわかっております。今回、体育協会から要望をいただいたこと、その実現することはもちろんのことですけれども、先ほど申し上げたように、中長期、そん

な視野を持って、計画性を持って取り組んでいていただきたい、心からお願いをするところでありますし、また、新設と改修とはまた違うんだろうな、そんな思いもするわけでありますけれども、どうかこのことについてもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、関連です。スクリーンにもう一度これを出していただけますか。

(パネルを示す) 先ほど見ていただきましたスポーツ基本法の構成表でありますけれども、これの左の下、第2章、スポーツ基本計画等というのがあります。その一つ目のスポーツ基本計画というのは文部科学大臣が定めるということになっておりますが、その次の地方スポーツ推進計画についてお伺いをさせていただきたいというふうに思いますが、これについては、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した推進計画を定めるように努めるものと、このようにされているところであります。

3月の常任委員会で示されました三重県スポーツ推進条例(仮称)の素案の推進計画では、「知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。」、とこのようにしているところであります。

この推進計画は、スポーツ基本法が定める地方スポーツ推進計画であるのだと私は理解をしているところでありますけれども、スポーツ推進局世古局長、突然ですが、このような私の理解で間違いないのかお答えいただきたいと思えます。

○地域連携部スポーツ推進局長(世古 定) 今回の条例で策定を義務づけていこうとしています推進計画といいますのは、スポーツ基本法第10条の地方スポーツ推進計画と同じものであるということで間違いございません。

[31番 館 直人議員登壇]

○31番(館 直人) ありがとうございます。間違いないということでございますので、それならば教育長にお伺いをさせていただきたいと思えます。

三重県スポーツ推進条例(仮称)の推進計画は、知事において年度内に策定するということになっております。また、その思い等々については先ほど

お聞きをしたところでありますので、今さら申し上げることはいたしませんけれども、その目的や基本的な推進事項、これについては教育委員会と密接な関連があるというよりも、教育委員会のその独自の考え方も反映したものでなければならぬことは当然のことだと、このように思います。教育委員会として、この条例に基づく推進計画にどのような思いを持って、また、思いを込めて教育委員会独自の考え方も反映したものにしようとするのか、教育長にお伺いをさせていただきます。お願いします。

○**教育長（山口千代己）** 現在、制定を目指しています三重県スポーツ推進条例（仮称）では、県が推進していく施策の一つに、学校体育、部活動の充実などを目指して、子どもや青少年のスポーツ活動の充実を掲げております。

本県の学校体育の課題といたしましては、子どもたちの体力が全国と比較すると依然として低い状況が続いており、これはほとんど運動しない子どもが多いことなども要因の一つと考えております。このような状況を打開するため、小・中学校における新体力テストの継続実施とその結果の有効活用を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携しながら、運動習慣、食習慣、睡眠などの基本的な生活習慣を見詰め直し、総合的に体力向上の取組を推進する必要がありますと考えております。

子どもたちが日常的に運動やスポーツに取り組むことは、体力向上はもとより、青少年の健全育成や人格形成に好影響を与え、心身両面の発達に大きく寄与するとともに、将来の地域スポーツや競技スポーツに携わる人材育成の礎となると考えております。このような考えを今後策定を進めるスポーツ推進計画にしっかりと反映させ、スポーツ推進局をはじめとする関係部局並びに関係団体と連携しながら、積極的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

[31番 館 直人議員登壇]

○**31番（館 直人）** 教育委員会としてのお考え方はわかりました。いろいろ申し上げたいことはあるんですけども、教育長も、平成24年度はスポーツ推進局長でありましたので、内容はよくわかってみえると思いますので、世

古局長も同じでありますけれども、推進計画のその策定趣旨というのも具体的にうたってあるわけでありますから、それが実現できるように、頑張っているこの推進計画、これからの三重県のスポーツの進む方向、また、スポーツの可能性を求める推進計画だというふうに思いますので、全力で取り組んでいただきたい、このように思うところであります。

次に、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイについてであります。

私は、平成30年度に東海ブロックで開催されるインターハイにつきまして、平成21年の第1回定例会一般質問で質問をさせていただいたのを皮切りとして、これまで幾度となく議論をさせていただいてまいりました。その中で、平成23年度からブロック開催になるということをございまして、本県のスポーツの振興と推進を一層図る観点からも、また、平成33年に国体が本県で開催される見込みということからも、一つでも多く競技を開催できるようにと強く要望もし、その後も、折に触れ議論をしてきたところであります。

そして、本年の3月でありましたけれども、その競技予定種目が15種目である、このように公表がされました。この決定に至るまで、教育委員会はもちろんのこと、県高等学校体育連盟、そして、各競技団体などと十分な協議、調整が行われたことと敬意を表させていただくところであります。

さて、私は、昨年6月の定例会議におきましても、インターハイの開催準備ということで数項目にわたって質問をさせていただきました。その後、先催県の対応や準備についての調査もさせていただいたところであります。

全国高等学校体育連盟におきましては、インターハイは高等学校の教育の一環という形で、高校生の健全育成や競技力の向上、そして、生涯スポーツ実践の基礎づくりを目的に開催がされ、現在では、規模、内容ともに高校生最大のスポーツの祭典であると、このように位置づけられているようであります。

また、これまでの開催県での取組の状況は、選手のみならず、高校生運動として大会運営等を支える多くの高校生が、1人1役運動として参画をする

など、まさに意義深い大会としているところであります。

それとともに、多くの競技役員の皆さんであったり、また、おもてなしをいただく多くの地域の方々などの協力もまた重要で不可欠なことであります。そして、来県をいただく方々は、選手だけではなくて、引率の先生はもちろんのこと、その選手の御家族、御親戚、友人など数十万人の方が御来県をいただく見込みだと、このようにも聞いておりますし、その多くの方はまた宿泊を伴うわけであります。

私の知り合いの話なんですけれども、息子さんが平成22年に沖縄県で開催された大会に見事出場ができたということでうれしいと。それはうれしいですよ。家族で応援に行って、夏のボーナスを全てその沖縄のインターハイにつき込んだ。しかし、うれしい思い出の年としてしっかりよかった、このようなことを述べておられます。

こうした話を伺いますと、インターハイの2年後には東京オリンピックとパラリンピックが、またその翌年には国体が開催され、本県のスポーツの一層の振興、推進とともに、本県への多くの来県者の呼び込み、三重県の多様な魅力を発信する好機と捉えた総合的な取組も重要なことであるなど、このように思うところであります。

先ほど知事からもございましたけれども、平成33年の国体に向けては、既に会場地の市町は2次選定まで来ているというところであります。インターハイに関しましては、先月、競技団体や各市町に対して説明をされた、このようにもお伺いをしました。今後は、県内の高等学校だけではなくて、もっと積極的に各市町や県体育協会、競技団体、経済関係諸団体など、まさに三重県中を巻き込んでいく必要があるんだと、このように考えているところであります。

また、これから、県の準備委員会や実行委員会も設立をすることとしておられますけれども、これとあわせて、会場地となる市町においても、実行委員会を立ち上げていくことも不可欠なことでございます。

昨年、全国中学校体育大会が開催されました。本県では、ソフトボール、

柔道、新体操、3種目の競技が行われたところであります。私は、本大会の開催についても、昨年6月のこの場で、本大会が開催をされること、県民の皆さんに本当に周知をしてください、このことを指摘し、善処を促したところであります。大会自体は本当に無事に終了したとお伺いはしておりますけれども、その周知の手法、また、時間の問題もあったかもわかりませんが、私は、県民の皆さんの盛り上がりということについては欠けていたのではないかな、残念に感じている一人でもございます。

そこで、教育長にお伺いをさせていただきますけれども、昨年開催した全国中学校体育大会をどのように検証し、総括をされたのか、そして、それを踏まえ、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイをどのような大会にしようとするのか、その意気込みと意思をお伺いしたいと思います。

また、実行委員会等の準備組織につきまして、私は、本県のスポーツの環境や新たなスポーツの価値を引き出すということを考えていったとき、その設立を急ぐことこそが肝要であって、急ぐべきなんだと、このように考えている1人です。このことをどのように考えるのかお伺いをさせていただきます。よろしくお願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 全国高等学校総合体育大会に関しまして2点ほど質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず1点目の全国中学校体育大会の検証、総括はどうか。それを踏まえた大会をどのような大会にするのかということについてお答え申し上げます。

昨年開催いたしました全国中学校体育大会は、東海4県で16競技が行われ、三重県では、柔道、新体操、ソフトボールの3競技を開催し、約2万9000人の来県者がございました。柔道競技や新体操競技では、会場の客席は満席で、立ち見する観戦者が多く出るほどでございました。それぞれの大会では、県中学校体育連盟の役員や競技関係者だけでなく、教職員や地元の中学生在が積極的に大会運営に携わり、スポーツを見る、支えることによってスポーツへの関心を高めることができました。

また、大会の周知のため、大会ポスターや懸垂幕の掲示、参加者への観光パンフレットの配布など情報発信に努めましたが、本県へ来ていただいた方へのアプローチは、まだまだ工夫する必要があったかなど、インターハイに向けての課題と考えておるところでございます。

平成30年度の全国高等学校総合体育大会は、本県が幹事県であることから、15種目を開催することが既に内定しています。1人でも多くの三重の高校生がインターハイで活躍し、その後の東京オリンピックや三重国体に出場することは、県民の皆様に夢と感動を与えます。

このことから、その活躍する舞台を整えることが我々の使命であると考えており、平成27年度高等学校入学選抜試験でのスポーツ特別枠選抜や教員採用選考試験でのスポーツ特別選考を行うことで、選手や指導者の確保に努めてまいります。

あわせて、県中学校体育連盟やスポーツ推進局などと連携しながら、ターゲットエージである選手の強化や指導者の育成に取り組んでまいります。

また、先催県の報告によりますと、本大会の来県者は30万人以上が見込まれ、三重の国体を発信することができる絶好の機会と考えております。そのため、昨年開催されました全国中学校体育大会の検証を踏まえ、県の関係部局及び開催市町の観光協会などと連携を図り、各種の広報媒体を有効に活用し、三重の食文化、観光の情報発信にも早期からの取組を考えてまいります。

2点目のインターハイにおける準備体制は早急になすべきではないかという点についてお答え申し上げます。

平成30年に開催するインターハイについては、本年8月末までに、愛知、岐阜、静岡、三重の4県から全国高等学校体育連盟に開催承諾書を提出する予定となっています。本県での早期の取組を始めるためには開催承諾書が受理された後、既に組織されています東海4県準備委員会、4県の主管課長及び高等学校体育連盟会長にて組織されておりますが、東海開催基本方針を策定する必要がございます。そこで、現在、本年度内の策定に向けて、関係者と事前の調整、協議を進めているところでございます。

東海開催基本方針の策定を受け、平成27年度の前半には、関係部局、開催市町などで構成する県の準備委員会を立ち上げ、三重県開催基本方針を策定する予定です。なお、現在、開催地決定に向けて、県内各市町に開催の意向を照会しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、関係部局、開催市町等と連携して、先催県のスケジュールよりおよそ半年ぐらい早く大会開催に係る組織を立ち上げ、平成30年のインターハイ開催と平成33年の三重国体開催が相乗効果をもたらし、より多くの県民に感動と勇気を与えることができるよう積極的な情報発信を行ってまいります。

以上でございます。

[31番 舘 直人議員登壇]

○31番（舘 直人） 御答弁をいただきました。いろいろ思いはあるんですけども、インターハイの開催を通じて、高校生は多くの貴重なことを学び、経験をする絶好の機会なんだというふうに思いますし、県内の小・中学生は、高校生のすばらしい活動を目の当たりにして、将来へ大きな夢を抱くんだろう、それにつながっていくんだろう、描く、つながる、こうなると思います。スポーツと同様、子どもたちの可能性もまさに無限であると思います。だから、先ほどの半年早くとか、いつもより。半年と1年とどう違うんだと僕は思うんですよね。準備委員会が本当に要るんだろうか。即実行委員会へと移していったいいのではないか。先ほど申し上げたその効果とか目的とかいった場合には、他県も東海ブロックということで関係はありますけれども、幹事県は三重県なんですから、三重県の持っているその特性も生かしながらかやっといこうとする中では、早く段取りをして将来の子どもたちに夢をつないでやってほしい、このように思いますので、まだ4年ではなくて、もう4年しかないんだと私は思っております。そのような取組を進めていただきたい、心からお願いをするところであります。

以上で一つ目を終わらせていただきたいと思います。

次に、二つ目、大きな質問は、中小企業、小規模企業の振興による元気な

三重づくりということでございまして、本年4月1日に施行がされました三重県中小企業・小規模企業振興条例について質問をさせていただきます。

地域に一番密着して経済活動を展開されてみえる中小零細企業、まさにいわゆる中小・小規模事業者の方々、地域経済や県民の暮らしを支えるとともに、地域のコミュニティーの中核的役割も担っておられて、大変重要な存在として御活躍をいただいている、このように思います。だからこそ、この中小・小規模事業者の皆さんが元気になっていただくことこそが、地域が元気になる、そして、県や国が元気になる、つながっていくんだと、こういうふうに思っております。

ここでは、他会派のことはちょっと承知はしておりませんので、我が会派のことを申し上げますと、私も、そして、我が会派新政みえも、前回の県議選におきまして、私から言えば公約、また、会派から言えばビジョンをつくりました。これは見せなくていいんですけど、（現物を示す）これは私どものリーフレットでありますし、（現物を示す）これが私どもの会派の公約として掲げたビジョンであります。この中に、この条例を制定することを掲げさせていただきました。そして、これをもって、今任期の当初から、小規模事業者への支援施策の拡充と積極的な運用、展開、そして、条例の制定を強く訴え活動を進めてきたところでございます。そして、3年という月日はかかりましたけれども、知事をはじめとする当局には、まさに英断をもって条例を制定いただいたということに敬意を表させていただきたいと、このように思います。

まずここで、これまでの国による中小企業政策の流れについて、ちょっと私なりにまとめましたので、資料をごらんいただきたいなというふうに思います。

（パネルを示す）一番初めは、1963年、昭和38年でありますけれども、中小企業基本法というのが制定をされました。これは中小企業と大企業との格差是正ということが大きな目的だったと思います。そして、36年がたった1999年、平成11年でありますけれども、この基本法が抜本的に改正をされま

した。その内容は、中小企業の多様で活力ある成長発展へという内容であったというふうにあります。そして、14年がたって、2013年、平成25年ですので昨年でありますけれども、この基本法の一部改正が行われまして、小規模企業は地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上等に寄与するんだということから、地域に目線を当てたという改正であったというふうに私は思っております。そして今年、2014年、平成26年、今年でありますけれども、小規模基本法及び小規模支援法の制定に向けて今国会で議論がされているということで、大きく五つの点があるんだろうと思っております。

一つは、小規模企業を中心に据えた新たな施策体系の構築ということ。もう一つは、成長、発展のみならず、事業の持続的発展を原則とした施策の体系にしようとする。三つ目は、小規模企業の支援には伴走型支援を実施する体制とすること。そして四つ目が、小規模企業の活性化と地域の活力向上は表裏一体であって、地域活性化につながる面的支援を通じて、小規模事業者の活動を徹底的に支援することが求められるんだということ、そして五つ目でありますけれども、商工会や商工会議所を中核とした連携促進が必要不可欠なんだ、このような形で今議論が進んでいるんだと私は認識をしているところであります。

そして、このような中での本条例の制定ということでもありますけれども、中小・小規模事業の皆さん方をはじめ、商工会や商工会議所などの関係機関の方々からは、制定が予定をされている、先ほど申し上げた小規模基本法や小規模支援法、その趣旨やその内容もしっかりと盛り込まれておいて、大きな期待が寄せられているんだと、このように私は感じております。しかしながら、その大きな期待があるからこそ、施策の推進をするその手法であるとかいうことに不安や疑問があることも、これまた事実であります。私も、地域の商工会や商工会議所、そして、連合会などの担当の方、また、関係者の方々から、まさに現場での悩みとか疑問、課題を直接お伺いしてまいりました。そこで、その悩みや疑問、課題を中心にして質問をさせていただこうと、このように思います。

まず、条例の第15条、小規模企業に対する支援ということについて三つばかり質問させていただきます。

その一つは、第1項に経営不振や担い手不足に直面する小規模企業や支援策の情報を得ることが難しい小規模企業に対する相談窓口を新たに設置し、きめ細かい支援体制を構築すると、このようにございますが、この窓口というのは、(資料を示す)これは新聞記事でございますけれども、6月2日に開設をされたよろず支援拠点というふうに私は思っているんですけども、このことの確認とその具体的な業務内容を御説明いただきたいと思います。

次に、地域の社会的課題の解決のためということで、ソーシャルビジネスであるとかコミュニティービジネスなど地域密着型の産業に着目をしたきめ細かい支援政策について具体的な説明をいただけたらと思います。

そして、三つ目が、小規模企業支援の具体的施策、主な支援制度についてでありますけれども、先ほどのよろず支援拠点、つまり、よろず相談体制の構築とか商工団体と連携した支援ということについては、例えば、地域特性活用促進事業や小規模事業者支援連携プロジェクト推進事業などであろうというふうに思いますけれども、私から思うと、これらの施策、事業というのは、まさに従来型の支援策であるのではないかなど、このように思うところでありますけれども、このことをどのように考え、取り組んでいこうとされているのか、この3点についてよろしく願いをいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(廣田恵子) 小規模企業に対する支援について3点ほど御質問をいただきました。

まず、御質問の中にありました新たに設置した相談窓口とは、よろず支援拠点のことでございます。よろず支援拠点は、小規模企業等が抱える多種多様な課題の相談に対応するため設置したもので、その具体的な業務につきましては、一つ目、商工会議所、商工会など支援機関では十分に解決できない経営相談に応じるなど総合的、先進的アドバイスを行っていくこと、二つ目の内容は、小規模企業等の課題に応じた適切な新チームを編成して支援して

いくこと、三つ目は、支援機関等との接点がなく、相談先に悩む小規模企業等に対して広く相談に応じるワンストップサービスを実施していくこと、この三つにしております。もちろん相談後におきましてもフォローアップを行うなどきめ細かい支援を実施していきます。

それから、具体的に実施する地域に密着した支援策の件でございますが、それにつきましては、中小企業、小規模企業が、自ら経営計画を作成する三重県版経営向上計画の認定制度を創設しましたので、その計画を推進するため、県内5地域に企業の課題解決に精通した地域インストラクターを配置したことでございます。

今後、地域インストラクターと商工団体に所属する経営指導員によりまして小規模企業の課題を洗い出し、小規模事業者に寄り添った施策を講じていきます。

また、ソーシャルビジネスやコミュニティービジネスなどの地域密着型の産業に対しましては、みえ地域コミュニティファンドの申請様式の簡素化等を行いまして利用促進を進めていきたいと考えております。

さらに、小規模事業者向けの支援策のお話でございますが、これにつきましては、より使い勝手のよいものにしていくために、御質問の中にございました地域特性活用促進事業につきましては、これまで商工団体が地域産業を支援する取組に対して幅広く助成していたものから、小規模企業が抱える課題を解決する目的とした取組に対して助成することで、小規模企業の活発な活動をより促進することにしました。

また、小規模事業者トライアル補助金につきましては、これまで、商工団体を通じて募集していたところでございますが、これが会員限定になりがちということがございましたので、県から直接公募するという形にしました。これまで支援機関と接点のなかった小規模企業等にも利用してもらいやすい仕組みというふうに変えております。

今後におきましても、より小規模企業に寄り添った制度運用を行っていくよう努めてまいります。

以上です。

[31番 館 直人議員登壇]

○31番（館 直人） それでは、ちょっと次に行きます。

条例第16条、先ほどお話がありましたけれども、三重県版経営向上計画の認定ということについてであります。

この認定制度を紹介する冊子によりますと、県独自の革新制度ということで自画自賛をされておって、全国で二つしかないんだ、この制度はというふうに言われておりますので、それを生かしていただきたいなと、このように思います。しかし、この施策について一番気になるのがございます。県内5地区、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州のそれぞれの地域に配置をされます地域インストラクター、いわゆる5名の方のその役割と業務内容についてであります。説明では、このインストラクターの方々は、先ほどあった経営向上計画のために配置をする。そして、商工団体の経営指導員と二人三脚で計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップを行うというふうにございます。

例えば北勢地域の地域インストラクターの方を見てみると、四日市商工会議所に配置をし、そこを拠点にして活動される。そして、この方が担当する範囲、市町から申し上げれば、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡の5市5町であります。商工会はどうだというと、広域連合が一つ、そして、桑名三川、木曾岬町、いなべ市、東員町、楠町、朝明、菰野町、広域連合含めて八つの商工会。商工会議所はどうかというと、四日市、桑名、鈴鹿、亀山の四つの商工会議所ということになるわけです。

そこでお問い合わせをさせていただきますけれども、担当する範囲、これほど広くてこれほど多くの関係機関がある中、1人の地域インストラクターがその業務推進にまさに不可欠で最重要である中小企業、小規模企業との信頼関係の構築といったことや、また、経営課題の発掘などが本当にできるのかどうか。この点をどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

そして、次に、課題を把握、整理するというふうにありますけれども、地域の事業者の方々のこと、地域の諸事情などは、一番よくわかっていて熟知し、把握をしているのは、やはり商工会や商工会議所のその経営指導員の方々、担当者の方々であるというふうには私に思うところであります。この方々と本当に綿密な連携が図れるのかどうか、このことに大きな不安を抱きますけれども、どのようにして業務を推進させるのかお伺いをいたします。

そして、このインストラクターのというか、にというか、へというか、その目標設定というのは定めるのかどうなのか。どうなっているのか、その点について、この3点、お聞かせをいただきたいと思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 地域インストラクターの御質問でございます。

地域インストラクターは、これまでに培った経験に加えて、現在、地域での活動と並行しまして、生産性向上に関する研修を実施しておりますので、商工団体の経営指導員と、それから、このインストラクターとは専門スキルを補完し合える関係になるというふうに考えております。現在、ある現場の経営指導員のほうからは、自分が専門でない分野に詳しいので非常に助かるというような現場の生の声もいただいております。

議員の御指摘のとおり、地域インストラクターの担当地域は広域に及んで関係機関も多いのですが、地域の実情に精通した経営指導員等と一緒にあって企業訪問を行うなどして商工団体と緊密に連携をとりながら経営課題を抱える企業を積極的に発掘していきたいと考えております。

このような取組によりまして、中小企業、小規模企業との信頼関係を築きながら、三重県版経営向上計画をツールとしまして、経営課題の把握やその解決に向けた取組の支援などを行ってまいります。

それから、非常に数が少ないというお話がございましたが、場合によりましては、公益財団法人三重県産業支援センターの担当職員あるいは県の職員も、必要に応じて各地域、現場に出まして、地域インストラクターの活動が円滑に進むよう関係機関と調整を図ってまいります。

目標設定の件についてでございます。地域インストラクターは、三重県版

経営向上計画の作成支援を中心に、計画認定後のフォローアップも含めたきめ細やかな支援を目指しています。地域インストラクターの目標設定については、今は設定してごさいませんが、例えば経営向上計画の支援数などが考えられますので、今後の活動状況を見て検討してまいりたいと考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） お答えいただきましたけれども、関係する機関が多い。企業訪問は手分けしてやるんだといいますが、本当にそれでいいのかな、しっかり心配をするところでありまして、重複をすることによってタイムラグができて遅れてしまう、こうしたいんだと思ってみえるのにそれが実現できないようなこと、かえって中途半端になるのではないかな、大きな課題ではないのかな、このように思いますが、今後、その流れについてチェックもさせていただきたいというふうに思います。

次に、支援体制についてであります。

条例による具体の施策展開などは、商工会、商工会議所を中核とした連携と促進により行うということになっておりますけれども、その連携、また、促進、支援はどのようにしていこうと考えているのかお伺いをしたいと思います。

そして、地域の経済の実情に応じて、具体的かつ計画的に中小企業、小規模企業の振興を推進するための仕組みとして設置されますみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会についてでございます。

これについては、5月8日木曜日、12日月曜日の両日、県内の5地区においてその推進協議会が開催をなされたとお伺いしました。その内容は、部長の司会進行で行われ、石垣副知事の開会の挨拶で始まり、協議会、分科会の役割と規約についての説明があった後、意見交換、閉会となった。所要時間は大体60分程度であったと、このようにも聞いております。

私も、この条例に対して参加者の皆さんからどのようなお声が出るんだろう、しっかり反応を知りたい、そんな立場でありましたので、意見交換の状

況をお伺いいたしましたら、まさに人数が多いということもあって、29人のところはどここの地区だったか忘れましたが、お一人2分程度で自己紹介と意見を述べられた。その話を聞いて愕然としたんですけれども、せっかく開催した協議会が、第1回目、顔合わせと言ってしまうとそうかもしれませんが、これでは条例があればどうだったかという趣旨、目的が泣いてしまうのではないかな、私は本当に寂しい思いをしたところであります。

そこでお伺いをいたしますけれども、条例の趣旨、目的を的確に推進をして、地域を、そして三重県を元気にするため、今後この推進協議会をどのように活用して取組の方向や支援体制の構築などを進めようとしておられるのか、そしてまた、推進協議会に分科会を設置しようということでもあります。その分科会を設置しての施策の展開、推進をどのようにして図っていくとするのかお伺いをいたしたいと思っております。

○雇用経済部長（廣田恵子） 商工会、商工会議所との連携についての御質問でございます。

商工会、商工会議所をはじめとする関係機関との連携促進につきましては、条例の中で、関係機関が一堂に会し、中小企業・小規模企業振興を具体的に推進していくための協議会の設置を位置づけております。そのため、地域ごとに開催する協議会、それから、分科会を活用していきたいというふうに考えております。

第1回の協議会の件でございますが、確かに短い時間ではございましたけれども、その会議の中で、五つの地区で開催しましたが、実務者レベルで構成する分科会を設置して、地域の企業が抱える課題の解決策を検討していくということを確認してございます。

それから、また、5地域での開催結果でございますが、特に事業承継、それから、人材育成、商店街の活性化などの課題について多く意見が出されるとともに、本協議会により条例を実効あるものにしていくべきだ、一番大切なことは、市町、商工会、商工会議所、金融機関、教育機関がいかに連携していくかといったような趣旨のコメントを多くいただいております。

今後は、各地域の実務者レベルで構成される分科会において、中小企業、小規模企業の共通課題やその解決策の検討をはじめ、三重県版経営向上計画の進捗把握、国、県、市町などの支援策の共有、施策普及のための体制構築に向けた検討などの取組を行ってまいります。その際、製造業やサービス業のみならず、分科会におきましては、6次産業化にかかわる事業者や学生などととも議論ができればと考えております。

こうした取組を通じまして、それぞれの関係団体の取組に横串を通し、地域における支援体制のさらなる構築につなげていきたいと考えております。

[31番 舘 直人議員登壇]

○31番（舘 直人） 概略といいたしめようか、思いは承知をいたしました。とにもかくにもこれは最後のことが一番大事なんだというふうに思います。と申しますのは、この条例の趣旨等を県内に行き渡らせるためにどのような取組をするかということやと僕は思います。

これまで、この条例の取組について、現場での悩み、疑問、問題等質問をしてきたところであります。いろいろなことを申し上げましたけれども、私の感じとしては、出だしとしてはと言ったら失礼ですけども、まあ、まあまあなんだろう、順調とまで言えるのかなと思いますけど、まあまあかな。しかしながら、まだこれから、もっと気合いを入れていかなあかんわな、こんな思いを私は持ったところでもあるし、知事もちょっとそのように御同意をいただいたんだと、このように思っております。この条例をさらに実効たらしめるためには、小規模企業の皆さんに条例の考え方やその内容、そして、各種の取組、これを知っていただくこと、そして、諸制度を的確に活用していただくこと、そして元気になってもらうこと、これが一番、絶対不可欠なことなんだと思います。

しかしながら、まだこの条例が制定されたことを知ってみえない方や、制定されたことを知っていても、その内容まで御理解いただけない方や企業も多くみえるな、私はそんな印象もしているところであります。

そこでお伺いをさせていただきますけれども、この条例のパフレット、

施策等のものはもう既につくられて、各種の会合で配布もいただいております。現実として、例えば商工団体に加入されていない事業者もみえるわけであり、今後、この条例の趣旨等を県内に行き渡らせる、その取組、どのようなことを行おうとしているのかまずお伺いをしたいと思いますし、そして、条例を周知するには、県だけではございません、条例の中で役割も規定をされておりますように、市町をはじめ、商工団体や金融機関等との連携も大事なことであり、このように考えます。殊に商工会や商工会議所は条例を主体的に周知する義務も負っているのではないかな、私はこのように思っているところでございまして、今後どのように連携を深めていくのか、周知をするのか、お伺いをいたします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 条例周知に関する御質問でございます。

議員からお話のございましたパンフレットにつきましては、キックオフ集会、それから、商工会議所や商工会の役員会、専門部会、金融機関の行員向け説明会、県のホームページなどあらゆる機会を捉えてその周知に取り組んでおるところでございます。

今後でございますが、中小企業、小規模企業の方々に条例に基づく施策を活用していただくため、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の下に設置する分科会の取組としまして、地域の商工会、商工会議所、金融機関や市町、さらには地域インストラクターやよろず支援拠点のスタッフなどと連携しまして、条例普及のための体制、これはキャラバン隊を考えております。それによりまして条例の一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、既に御協力いただいているところもございまして、各地域の商工会や商工会議所の方々が主体的に本条例を地域の中小企業、小規模企業の方々に周知していただけるよう、改めて協力を求めていきたいと考えております。さらに、商工関係団体とネットワークを持たない小規模企業の方々に対しましては、国が認定支援機関として登録した金融機関、税理士などの皆さんを通じてしっかりと周知していくよう、これも働きかけたいと考えております。

以上です。

[31番 館 直人議員登壇]

○31番（館 直人） 具体的な進め方というのはお伺いしたというふうに思いますけれども、要は知ってもらうこと、それで、県の勢いというか、やる気を知ってもらうこと。今日もここで初めに申し上げましたけれども、現場の担当者の方、また、関係者の方々、いろいろ話を聞いて、今日のこの時間ですので一回見ておいてね。それを見ていただくことによってこんなことがあるんだな、次へ、次へとつながっていくんだと思います。そこら辺の情報を与えることは県の責務でもありますけれども、その連携をとっていこうとする連携の相手、商工会、商工会議所、いろいろあるわけですので、せっかくの多くの方々から期待されている条例ですので、これが本当に生きる取組、一層頑張ってくださいたいと思いますし、私どもは、それがますますレベルアップして、県民の皆さんが使い勝手のいい、また元気になっていただく、そんなものにしていただきたいと思いますので、今後の努力、さらに知事のリーダーシップもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大きく三つ目は、農業振興による元気な三重づくりということで、ちょっと時間が押してまいりましたので、はしよりながらお話をさせていただきますけれども、（資料を示す）ここで農業とは、私はこんな分野と違うがなど皆さん思ってみえると思いますが、私もそのように思いました。しかしながら、低リン米のことがあって、これは一つ大きなビジネスチャンスになる。第1次産業が栄えていくのには、これも一つの大きな問題かなというふうに思っ、この医食連携を通じた農業振興ということを取り上げさせていだいたところでありませう。

まず、本県での医食連携の取組についてお伺いをしたいんですけども、まずは高齢化社会になっていきますよね。やっぱり食というのが、生活習慣病のある中で、自分の体を改善していく、それは食を大事にしていかなければならないよねという流れがあるんだというふうに思います。そして、それには、この私でも、最近、特定保健用食品、いわゆるトクホ、ああ、トクホとはこんなものかというのをわかったところございまして、やはりそれは医

薬品ではなくて、健康増進法に基づく保健機能食品なんだということも知ったわけであります。自分の体の動きを助けてくれる等々の食品なんだというふうに思いました。

そこでいろいろ探しておりましたら、（冊子を示す）昨年の6月に閣議決定がされた日本再興戦略という中で、農林水産省が攻めの農林水産業の実現に向けてというものを出した。これを調べました。そして、この中に、攻めの農業実現のための三つの柱という中で、この新たな国内需要への対応として、地域農産物を活用した介護食品の開発等に医福食農連携、この推進や、機能性食品の開発に向けた研究開発など、健康長寿社会への貢献ということも掲げられているところであります。

そこでお問い合わせをしたいんですけども、今後進展する高齢化社会の中での医療費の抑制であったり、価格が低迷をする農産物に新たな付加価値をこれをつけようとしているわけですので、医療と食の連携、大変重要なことであるというふうに思いますけれども、このことについてこれまで本県ではどのようにして取り組んでこられたのかお問い合わせをさせていただきたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 医食の連携についてということでお答えしたいと思います。

農林水産物や食品の国内市場は、少子・高齢化や人口の減少などにより縮小傾向にあります。その一方で、高齢化の進行などに伴い、生活の質に対する関心が高まっている中、健康を維持するための食に対するニーズも増加しておりまして、食や農業の分野がこうした新たな需要に対応するためには、医療、健康分野と連携していくことが重要だというふうに認識しております。

食や農業の分野と医療・健康分野が連携するためには、それをコーディネートする行政、また、大学の役割が重要になると考えております。また、医療、健康にかかわる商品等の開発には、そのベースとなる学術研究や大学研究機関などによる科学的検証が必要になりますので、県では、みえフードイノベーションの仕組みを活用して産学官の連携を積極的に進めているとこ

ろです。

こうした中で、幾つか医食連携の事例として出てきておりました、生薬メーカー等と連携し、アマナツを原料にした生薬の生産加工を行う生薬開発プロジェクトであるとか、茶生産においてカテキンの含有量の多い緑茶商品を開発する濃厚カテキン茶プロジェクトなどがございます。

特に医療食のプロジェクトというのがございまして、先ほど御紹介いただきましたが、県農業研究所の研究成果をベースとして、医療機関での臨床試験であるとか大学などによる結果検討を行うことで、この6月に患者ニーズに対応した低リン米というのを商品化したところですよ。

今後このような新たな需要に対応した付加価値の高い食の開発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） ありがとうございます。全く食と健康というと、医食同源という言葉もあるわけございまして、非常に深い関係があるなど。それが1次産業の振興という観点から、この医食連携、取組が、食を支える農業にしっかりとつながっていくといいなというか、そうしてほしいな。そして、健康長寿社会の実現という一石二鳥的なものを目指していって、医療連携によるこの農業の振興を積極的に進めていただきたいなと、心から今思ったところでもありますので、今後のこの医食連携の積極的な取組と、そして、農業振興の面におきましても大きな成果を上げていただくことを期待させていただくところでございますので、どうぞまたいろいろの情報も与えていただきたいな、このように思います。よろしくお願ひします。

もう大体時間になりました。ちょっと蹴つまずいたようなところもありますけれども、無事にこれで終わったかなというふうに思います。今任期、これが、津田議員も言われましたけど、最後の質問になるのかな、こんな思いもしているところでもありますけれども、残された期間、県民の皆さんの期待に応えるように頑張らせていただきたいと思ひます。今後ともどうかよろしくお願ひを申し上げて、私の質問を終結いたします。ありがとうございます

た。(拍手)

○副議長(奥野英介) 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

津村衛議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。44番 中村進一議員。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番(中村進一) 新政みえの中村進一であります。

津村議員の水産資源の管理について関連質問させていただきます。

今日の新聞にも、ニホンウナギが絶命危惧種という記事が出ておりましたし、先般、初カツオが上がってこない。この原因は、黒潮の流れとも言えるし、そして、もしかしたら、黒潮の源流のところ、フィリピンのあの周りで大規模なまき網でカツオが上げられてしまっているのではないか。それは原因がわかりませんが、私は、このニュースを聞いて、まさに小さな漁師さんの言葉を思い出しました。小規模な漁師さんですね。最近、マサバがほとんど上がってこない。まき網で子どもを持っているサバも一網打尽でとってしまっているのじゃないだろうか。そういう心配の言葉でありました。これは今日始まったことではなしに、いろいろ当局も沿岸の漁業の方と、それから、まき網漁業の方の間で御苦労をいただいているのではないかというふうに思うんですけども、こういった話と、それから、先ほど知事が非常にわかりやすいお話をしていただきました。国崎の海女さんの話ですね。30日間、そして、1日90分ということで、これはもう長いこと海女さんが続けられているという一つの管理の本当にモデル的なものだというふうに思いますし、そしてまた、桑名のハマグリの話も聞かせていただきました。週3日ということで、平成7年の0.8トンから平成25年の175トンまで一気に増えた。これはやはり資源管理の効果的なものだというふうに思っております。先般は、何か伊勢湾漁協では、小さいアナゴを逃がすのに、それが工夫されて、船の上ですぐに箱へ入れて、小さいやつだけ出せると。これもすばらしい一つの資源管理だというふうに思います。

問題は、先ほど申し上げましたまき網の漁業法ですね。これというのは、

小さな漁師さんは、天然のタイなんかをとるのに時間をかけてゆっくりとポイントへ行って魚を釣ったり、あるいはほかの貴重な魚ということで付加価値を上げている。それをごそっと、例えば魚探で、たくさんおるところへライトを入れて、そこで集めておいて、一網打尽にごそっととってしまうようなことがあるのではないかということで、それはそういうときがあったときは、各漁協で魚の価値がぐっと値段が落ちたりとか、そういうこともあるような気がするということでございましたので、こういった漁法に対しての資源管理がこれから大事だというふうに思いますので、これは県が許可している漁法ですし、別にそれを否定するわけではないんですけれども、この管理をどう考えておられるのか、ちょっと聞かせていただきたい。

それと、私どもの地元の伊勢湾漁協で宮川の河口の土砂が、私も聞いてびっくりしたんですけれども、もう浜から浜へ歩いて渡れるぐらいかなり浅くなってきている。ここはアサリなんかの原産地でもございますし、こういったところの対応も含めまして、こういったところの土砂をどう処理していくのか、そのこともこれは大事な資源管理の一つじゃないかなというふうに思いますので、その点について農林水産部長の現実的な話をちょっと聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 2点あったと思うんですけど、まず、まき網漁業の関係とその他の漁種との関係なんですけど、県の漁獲量というのは、やはり前にもお話がありましたけども、全体にかなり下がってしまっていて、昭和59年に34万トンぐらいありましたのが、平成24年までに18万トンというふうに全体が下降ぎみになっています。

そういう中で、ここ数年、今御指摘のようなお話もありまして、まき網漁業者と一本釣りや定置網の沿岸の漁業者との話し合いというのが、熊野灘のほうでいろいろ問題がありましたので、前にもお答えしたことがございますが、平成23年度に東紀州地区の漁業のあり方検討会が、県漁連のほうで事務局になりまして話し合いをさせていただいています。これまで年1回ぐらいだったのが最近では数回に増えてしまっていて、直近でもこの3月に会合が行わ

れたところでした、その中で、今のお互いの問題点であったり、今の値崩れの問題であったりとか、そういうことを議論しております。

ここ数年の漁獲を見ますと、今御指摘のサバとかアジを見ていると、ここ数年はまあまあ幅の中でおさまっているのかなど。サバですと、5年間で2万6000から4万6000トンぐらいの間で推移しておる。多少の上下はありますけども、必ずしもどんどん減っているということではありませんし、一方の中型まき網の漁獲量も大体6万トン前後ということで、特に急に増えているというような状況ではございませんので、今後もお互いのこういう話し合いが必要だというふうに考えておりますので、これについては県も支援していきたいなというふうに思っています。

もう一方の宮川河口のほうの問題なんですけども、これも、私たちとしても、漁協からもそういうお話も聞かせてもらっています。過去には、何らかの形で砂利採取したような経緯もあったようですが、漁港の中ですと、私たちも県単の事業で整備したりとかしゅんせつしたりできるんですけども、今回の場所がなかなか国の事業等も含めて対象にならないような地域だということですので、いずれにしても、航行もできないような問題になってくると大変だということもありますので、漁業者の方等とも、また関係者が集まってその辺については今後協議していきたいなというふうに考えております。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 2番目のほうは、漁協のほうもお願いしているんですけども、対応する受け皿がなかなか難しいということですけども、放っておいたら、本当にどんどんどんたまってくるし、そして、そこは貴重な漁場でもありますので、やはりおたくの部のほうからしっかりと、ほかの、国も含めて連携をとってやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、資源管理のあり方、先ほどのまき網の話。まき網がどうこうということはないんですけども、ただ、本当に小規模でやっている漁民の皆さんの声をやはり聞いた上で対応してやらないと、前、私は代表質問で海の

環境、伊勢湾の環境の話をさせてもらいましたけれども、せっかく魚が湧いても、それはやはりきちっとした、ごそっと根こそぎということになるとやはり問題ではないか。そのことに対する心配の声はなかなか上げる機会がないそうでございますので、また知事も、現場へ入ったときには一人ひとりの漁民の声をしっかり聞いていただきますように、ここでお願いしておきます。これはまた続きでいろいろ議論させていただきたいというふうに思いますので、それだけ申し上げておきます。

終わります。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（奥野英介） お諮りします。明14日から26日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（奥野英介） 御異議なしと認め、明14日から26日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月27日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（奥野英介） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時10分散会